

**令和５年度 武蔵野市教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書
(令和４年度分)**

令和５年８月

武蔵野市教育委員会

目 次

1	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について..	1
2	武蔵野市教育委員会教育目標	2
3	令和4年度武蔵野市教育委員会の基本方針.....	3
	【基本方針1】 個性の伸長と市民性を高める教育の推進	4
	【基本方針2】 あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成	5
	【基本方針3】 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	7
	【基本方針4】 健康で安全な生活の実現を目指した取組の推進	8
	【基本方針5】 学校経営の改善・充実	9
	【基本方針6】 学校施設の確実な整備	10
	【基本方針7】 生涯学習・スポーツ事業の充実	10
	【基本方針8】 歴史文化の継承と創造	12
	【基本方針9】 図書館の力を高め地域に活かす	13
4	令和4年度各課重点事業の点検・評価	15
5	点検・評価に関する有識者からの意見	45
6	資料	52
	(1) 教育委員会名簿	52
	(2) 令和4年度教育委員会定例会における審議内容	52

1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

○概要

本市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び第2項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、報告書を作成し、これを公表している。

これは、本市教育委員会が毎年定める教育目標及び基本方針で示した施策の方向性と照らし合わせ、点検・評価するとともに、今後の取組について明示するものである。

また、その際には、教育に関し学識経験を有する方からの意見を反映するものとする。

○点検及び評価の対象

令和4年度の重点事業を対象とする。重点事業とは、主に次のものとする。

- (1) 新規事業
- (2) 継続事業のうち規模を拡大した事業
- (3) その他の継続事業のうち、特色ある事業、予算規模の大きい事業など、特に報告の必要がある事業

○点検及び評価の実施方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、年1回実施する。
- (2) 施策・事業の進捗状況等の総括にあたっては、学識経験者の意見を聴取し、活用するものとする。
- (3) 教育委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめ報告書を作成する。報告書は市議会に提出するとともに、公表する。

2 武蔵野市教育委員会教育目標

(1) 武蔵野市民のための教育を進めるにあたって

武蔵野市の教育は、人間尊重の精神に基づき、普遍的で個性豊かな文化の創造と豊かな地域社会の実現を目指し、人間性豊かに生きる市民の育成、社会の形成者として自主的精神にみちた健全な人間の育成及び我が国の歴史や文化を尊重し、国際社会に生きる日本人の育成を願って進めます。

武蔵野市においては、経済・社会のグローバル化、情報通信技術の発達、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、意欲をもって取り組む人間を育成する教育を重視します。

武蔵野市教育委員会は、このような考え方に立って、以下の「教育目標」に基づき、積極的に市民のための教育行政の推進に努めます。

(2) 武蔵野市教育委員会の教育目標

武蔵野市教育委員会は、子どもたちが、自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してよりよい未来の創り手となることを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造性豊かな人間

の育成に向けた教育を重視します。

また、誰もが、いつでも主体的に学習やスポーツに親しみ、深めることができるよう社会教育を充実させ、学校教育と合わせ、生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

3 令和4年度武蔵野市教育委員会の基本方針

武蔵野市教育委員会は、教育目標を達成するために、以下の基本方針及び指導や事業の重点に基づき、学校教育と社会教育の連携を図り、地域の特性を生かした教育を推進するとともに、総合的に教育施策の充実を図ります。

なお、事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症による影響等、当初想定していなかった事象が生じて、子どもの最善の利益を第一に考え適切に対応します。

【基本方針】

- 1 個性の伸長と市民性を高める教育の推進
- 2 あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成
- 3 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実
- 4 健康で安全な生活の実現を目指した取組の推進
- 5 学校経営の改善・充実
- 6 学校施設の確実な整備
- 7 生涯学習・スポーツ事業の充実
- 8 歴史文化の継承と創造
- 9 図書館の力を高め地域に活かす

【基本方針 1】 個性の伸長と市民性を高める教育の推進

一人一人の子どもが、自分のよさや可能性を認識できるよう、日常的に肯定的な言葉かけを行ったり、力を発揮できる場を設定したりするなど、すべての学校職員が個性の伸長を意識して子どもたちと接します。そして、子どもたちが自らの力の向上に向けて努力し、力を最大限に発揮できるように、自信や意欲を高める教育を推進します。

また、自分と同じように他者を大切にしよう人権教育を充実させるとともに、他者と協働してよりよい生活や社会を築いていくために必要な市民性の育成に努めます。

○人権教育や多様性を認め合う教育の推進

多様な背景をもつ子どもたちが共に学ぶ学校において、互いに違いを認め尊重し合い、自他を敬愛する態度の育成を図り、あらゆる偏見や差別をなくすよう、全教育活動を通じて人権教育を推進します。そのために、子どもの権利条約の理念に基づき、守られる権利を子ども自身が理解するとともに、多様な人々と関わる学習活動や体験活動を一層推進します。また、オリンピック・パラリンピック教育のレガシーとして、国際理解や障害者理解、ボランティアマインドの育成に努めます。

特に、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別等の防止に向けて、子どもたちへ新型コロナウイルス感染症の正しい理解と適切な対応が取れる指導を行います。保護者や地域に向けた啓発も学校と連携して取り組みます。

さらに、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の充実を図ります。子どもたち一人一人が自信をもち、自分自身を肯定的に受け止められることと併せて、いのちを大切にする心や思いやりの心等の豊かな人間性の育成を目指します。

これらの取組により、子どもの自己肯定感や自尊感情が育まれているのかを検証するために、自尊感情測定尺度（東京都版）を用いた調査を行います。

○いじめ防止の推進

「武蔵野市いじめ防止基本方針」を踏まえて、家庭、地域、関係機関との行動連携を図りながら、各学校のいじめ対策委員会を中心に組織的に、いじめの未然防止、早期発見及び迅速で確実な対応を行います。特に、定期的なアンケート調査やスクールカウンセラー等による面談を実施するなどして子どもたちの様子の把握に努めます。また、「ＳＯＳの出し方に関する教育」の実施等、身近な人に助けを求めることの大切さの指導及び、校内の指導体制や教育相談体制の充実を図ります。

○武蔵野市民科の実施

子ども自身の人生や社会を豊かにするために必要な「自立」「協働」「社会参画」に関する資質・能力を育む「武蔵野市民科」の学習を実施します。各学校が作成した教科等横断的な武蔵野市民科カリキュラムを実施し、武蔵野市民科の取り組みを積極的に発信します。引き続き、研究校を指定するとともに、武蔵野市民科カリキュラム推進委員会を中心に、各学校の取組内容等を共有し、カリキュラムの改善・充実を図ります。また、全校において、武

蔵野市民科カリキュラムの学習活動を根付かせるため、蓄積した実践をととして教員向けの手引きを改訂します。

○長期宿泊体験活動の効果的な実施

長期宿泊体験活動（セカンドスクール・プレセカンドスクール）は、子どもたちの豊かな情操や感性を育むとともに、主体的に問題を解決する意欲や態度を培うために実施している本市の特色ある教育活動であり、さらなる充実を図ります。

そのため、長期宿泊体験活動検討委員会で整理した資質・能力を目指し、発達段階に応じた活動内容を各校工夫し、系統性ある活動を実施します。

基本方針１による重点事業

- ・ 人権教育や多様性を認め合う教育といじめ防止の推進（指導課）
- ・ 武蔵野市民科の実施（指導課）

【基本方針２】 あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成

学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校においては、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、知識及び技能の確実な習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力や人間性等の涵養を図ります。

また、すべての学びの基盤となる言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等の資質・能力を育むよう、理数教育をはじめとして各教科等の学習を確実に進めるとともに、教科等横断的な視点から教育課程を編成・実施・評価・改善するカリキュラム・マネジメントに各学校が主体的に取り組み、教育の質的向上を図るよう支援します。

○言語活動の充実

すべての学びの基盤となる言語の重要性を踏まえ、国語科をはじめとして教育活動全体に、記録や要約、発表や討論などの活動を計画的に位置付け、「主体的・対話的で深い学び」に結び付く言語活動を推進します。そのために、各教科等において、基礎的・基本的な知識及び技能の確かな習得を図ります。探究的な活動や協働的な活動を位置付けた学習を充実させ、思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成に努めます。また、子どもたち一人一人についての理解を深め、取組状況等を認め励ますことにより、学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を育みます。

加えて、校内の言語環境の整備に努め、子どもたちの表現力を高める活動を奨励し、豊かな言語感覚の育成を図ります。

○英語教育の充実

言語の働きや文化の理解、英語を使って自分の思いや考えを伝える力、自信をもってコミュニケーションを図ろうとする態度等を育成するため、研究の成果や小学校英語教育推進アドバイザーによる巡回指導等を通して、A L T（外国語指導助手）と学級担任（または教科

担任)によるティーム・ティーチングのあり方や地域の方と連携した授業展開を工夫するなど、授業改善を進めます。また、中学校の英語科とのスムーズな接続を図り、英語力のさらなる向上を目指します。

○学校図書館を有効活用した教育の推進

子どもたちの知的好奇心や思考力、表現力を高め、感性・情緒を豊かなものにするため、子どもたちが読書に親しむ機会を広げて読書の楽しさや喜びを味わったり、進んで調べ学習をしたりするなど、学校図書館の学習センター、情報センターとしての機能を強化します。令和3年度のモデル校の成果を検証し、学校図書館サポーターの在り方を検討します。新聞の配備や様々な種類の図書に触れられるよう新書の導入や蔵書割合の見直し、授業における学校図書館の活用に関する検討等に取り組みます。

また、朝読書や読書週間など各学校の創意工夫を奨励したり、読書の動機付け指導などの取組を推進したりして、読書習慣の確立や読書環境の整備に努めます。併せて、市立図書館と学校の連携強化に一層努めます。

○ICTを適切かつ効果的に活用した授業の実施・促進

「武蔵野市学習者用コンピュータ活用に関する基本的な考え方」に基づき、一人1台の学習者用コンピュータを適切かつ効果的に使用して、子どもたちがICTを授業で活用し、他者と協働して自己の考えを発信したり、深めたりするような学習活動を充実させます。そのために、授業における指導方法、自宅での活用方法を含め、ICTをツールとして活用し、子どもたちにどのような資質・能力をどのように育てていくか、検討委員会による研究を継続します。また、引き続き、ICTサポーターや端末導入支援員による授業支援を進めます。

○デジタル・シティズンシップ教育の推進

「ICTを使うことが当たり前の社会に求められる『態度やスキル』を身に付ける」ことを「デジタル・シティズンシップ教育」と定め、児童生徒が自律的・創造的に学習者用コンピュータを利活用できるよう、家庭や地域と連携を図りながら、各教科等の指導の中で、子どもの発達段階に応じ、意図的・計画的にICTを適切・安全に使う資質・能力を身に付けさせます。

○論理的思考・プログラミング的思考の育成

観察・実験など理科の授業の充実を図り、子どもたちの理科的な見方・考え方を育てます。また、子どもたちの実態に応じた効果的な習熟度別指導を実施し、子どもたち一人一人の数学的な見方・考え方の育成を図ります。さらに、生涯学習事業との連携を図り、理科や算数・数学など科学に対する興味・関心を高める活動を推進します。

また、プログラミング的思考を育むため、各小学校が、研究校の成果を生かし、年間指導計画の作成及び計画的かつ効果的な学習活動を行います。

基本方針 2 による重点事業

- ・ 言語能力の育成（指導課）
- ・ 学習者用コンピュータを活用した学びの推進（指導課）

【基本方針 3】 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、一人一人の教育的ニーズに応じた特別な指導を行う連続性のある多様な学びの場を用意します。併せて、交流及び共同学習を推進します。また、教育機会確保法を踏まえて、安心して通うことができる学校づくりを進めるとともに、多様な学びの場の確保を進めます。子ども自身や保護者の状態に対応した切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

○特別支援教育の充実

子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導と必要な支援、合理的配慮を行います。また、就学相談や就学支援シートなどにより、幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携を推進します。特別支援教育の推進体制の充実を図るため、特別支援教育推進委員会を開催し、必要な調査研究や協議を行います。

○連続性のある多様な学びの場における特別支援教育の推進

インクルーシブ教育システムの理念に基づき、連続性のある多様な学びの場を用意し、個々の教育的ニーズに応じた自立活動の内容を踏まえた特別な指導を行います。併せて、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習の機会を増やすため、交流共同学習支援員を配置します。さらに、ホームページなどで特別支援教育や就学相談に関する情報発信を充実することにより、児童生徒、保護者、教職員、地域住民の理解促進を図ります。

特別支援学級については、都立特別支援学校や関係機関との連携や I C T 機器の活用などにより、指導支援体制づくりを進めます。

市立全小中学校に設置した特別支援教室においては、拠点校と児童生徒の在籍校が連携して、対象児童生徒の状態に応じた指導を行います。

○不登校児童生徒への支援の充実

家庭と子どもの支援員の配置拡充や全中学校区におけるスクールソーシャルワーカーの配置を通じて、各校の校内体制の強化を支援します。また、不登校児童生徒の教育的ニーズに柔軟に対応するため、チャレンジルームとむさしのクレスコーレの支援環境の充実を図ります。

学校とフリースクールとの連携を進めるとともに、教職員や保護者の不登校に関する理解促進も進めます。

○切れ目のない相談支援体制づくり

発達、いじめ、虐待など、子どもや家庭に関する多様な課題に対応するため、学校、市派

遣相談員、都スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携して、組織的な教育相談体制の充実を図ります。

また、学校、帰国・外国人教育相談室、関係支援機関が連携し、日本語を母語としない児童生徒と保護者への相談支援を進めます。

基本方針3による重点事業

- ・ 特別支援教育における連続性のある多様な学びの場の整備と、交流及び共同学習の推進（教育支援課）
- ・ 不登校児童生徒への支援の充実（教育支援課）

【基本方針4】 健康で安全な生活の実現を目指した取組の推進

新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められることが見込まれます。学校における感染症対策を行うとともに、子どもたちが感染症を正しく理解し、適切に対応できるよう指導します。また、子どもたちが、生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるよう、基本的な生活習慣を確実に身に付けさせるとともに、自らの生活や身近な環境を振り返り、健康や安全に関する課題を発見し、進んで解決しようとする力や態度を育成するよう、指導の充実を図ります。また、安全を確保するための体制や環境の整備に努めます。

○新型コロナウイルス感染症への対応

児童生徒の教育を受ける権利を保障するため、学校における新型コロナウイルスの感染リスクを可能な限り低減しながら、学校運営を行います。各校においては、児童生徒の健康把握や手洗いの徹底、外部人材による校内消毒などの感染症対策を進めます。

○安全教育・安全管理の充実

子どもたち自身が、危険を予測し回避する能力や他者を守る能力などを身に付けるために、防犯教育（セーフティ教室等）、交通安全教育（交通安全教室等）、防災教育（地域と連携した防災訓練等）の充実を図ります。また、「むさしの学校緊急メール」を活用し、緊急時の連絡体制を強化します。さらに、防犯カメラ等により通学路の安全性の向上を図るとともに、保護者・地域・関係機関と連携し、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る体制の充実を図ります。

○体力向上・健康づくりの取組の充実

子どもたちが心身ともに健康で、明るく活力ある生活を送るために、体力向上や家庭と連携・協力した生活習慣の向上などの健康づくりの取組を充実させます。運動能力の向上を図るため、モデル校の取組を生かし、子どもたちの運動意欲を高める体育の授業改善を推進します。さらに、外遊びや各学校の特色を生かした取組などを奨励し、日常的な運動習慣の形成に努めます。加えて、様々な大会への参加を促し、運動意欲の向上を図ります。

○食育の推進

子どもたちが、食について正しい理解を深め、望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう食育を推進します。また、（一財）武蔵野市給食・食育振興財団と連携し、地域人材の協力も得ながら、学校給食を通じた食育を充実させます。学校給食桜堤調理場においては、地域食育ステーションを活用し、給食試食や調理体験など食育の取組を進めます。

【基本方針５】 学校経営の改善・充実

学校における働き方改革を推進するとともに、学習指導要領が示す「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校経営計画に基づく教職員の協働体制を確立します。子どもたちの姿や地域の現状等を一層踏まえた教育課程づくりを進めることにより、保護者・市民から信頼される質の高い教育を推進するよう支援します。また、学校が教育情報を家庭や地域に積極的に発信し、双方向の意見交流を深めるなど、学校・家庭・地域が各々主体性を発揮し、連携・協働するための仕組みづくりに取り組みます。

○主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上

「主体的・対話的で深い学び」の実現や指導と評価の一体化を目指し、校内研究や互いに授業を見合う機会の設定など学校におけるＯＪＴを積極的に推進します。また、若手教員や臨時的任用教員の実践的指導力の向上を図るため、教育アドバイザー等による支援を一層充実します。さらに、都や市主催の研修や武蔵野市立小中学校教育研究会の研究の他に、教員が主体的に専門性を深めるため、東京都教育委員会認定団体や民間研究団体の研修会に参加するための支援を行います。

引き続き、教育推進室による教育情報の分析・提供の充実に努め、学校運営の担い手である教員の指導力や新たな課題への対応力の向上を図ります。

○学校・家庭・地域が連携・協働するための取組の推進

学校の教育目標を地域・家庭と共有し、「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校・家庭・地域の三者が連携・協働し、主体的に課題に対応していく学校運営のあり方と共に、地域コーディネーターを中核とした学校・家庭・地域の組織的な協働のあり方を検討するために、「学校・家庭・地域の協働体制検討委員会」で検討を進めます。

○学校における働き方改革の推進

改定した「武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト2.0～」に基づき、出退勤システムによる働き方の見直しに向けた教員の意識改革を進めます。定時退勤日や長期休業中の学校閉庁日の実施と併せてＩＣＴを活用した校務の軽減について検討します。

また、授業や生活指導の質の向上を図るために、市講師を配置して教員の業務量を軽減するとともに、スクールソーシャルワーカー等による相談体制の充実や地域コーディネーター

による地域人材の紹介・調整機能の拡充等に努めます。

さらに、引き続き、大会等への引率も可能な部活動指導員を全中学校に配置するとともに、持続可能な部活動の在り方を検討します。

基本方針5による重点事業

- ・主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上（指導課）
- ・学校・家庭・地域が連携・協働するための取組の推進（指導課）
- ・学校における働き方改革の推進（指導課）

【基本方針6】 学校施設の確実な整備

子どもたちが安全で不安のない学校生活を過ごすことができるように、学校施設の整備、充実に努めます。

○児童増・災害・老朽化に対応した学校施設の整備

武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、第一中学校及び第五中学校の改築については、令和3年度に策定した基本設計に基づき実施設計を進めます。第五小学校及び井之頭小学校については、改築懇談会、アンケート、ワークショップ、説明会等を通じ幅広く多様な意見を聞きながら、改築基本計画を策定します。

また、改築するまでの施設についても、自然災害リスク等に備えて計画的な予防保全を継続するとともに、点検・修繕体制を強化することにより、良好な施設環境を確保します。

さらに、児童・生徒数の増加や小学校35人学級の導入等にも適切に対応します。

基本方針6による重点事業

- ・教室増・災害・老朽化への対応（教育企画課）
- ・学校改築の計画的な推進（教育企画課）

【基本方針7】 生涯学習・スポーツ事業の充実

年齢や障害の有無等にかかわらず市民一人ひとりが自主的に学び、学んだことを他者に伝える（学びおくり）機会を充実することにより、生涯学習を通じたまちづくりを推進します。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック国際大会等のレガシーを生かし、市民のスポーツ活動や多様な文化活動の振興に取り組みます。

○学び始める機会の提供

高齢者、障害者、生活困窮者、外国人といった人々は学ぶにあたり配慮が必要な場合があるため、「ラーニング・フォー・オール」（学びを全ての人々に）を掲げ、共生社会の実現を念頭に、市の公式LINEを活用し、積極的な情報提供を推進します。

土曜学校やむさしのサイエンスフェスタ、武蔵野地域自由大学等で、多様な市民ニーズや社会の要請を考慮し、新しい時代のテーマを積極的に取り上げ、学びの機会を提供します。

○学びを広げ、他者とつながる活動の支援

武蔵野地域五大学と連携し、学内での対面方式やWEB活用により、大学生と一緒に学ぶ寄付講座や大学正規科目のほか、市民ニーズを勘案して毎年、内容をアレンジする共同講演会、共同教養講座、自由大学講座等を引き続き実施します。

また、「生涯学習事業費補助金」及び「子ども・文化・スポーツ体験活動団体事業費補助金」について、事業実施後に交付団体による報告会等を実施し、団体相互が情報交換をして協力・連携できる仕組みを検討します。

○「学びをおくる」生涯学習社会の推進

将来の地域の担い手を育成するため、土曜学校等の青少年向けの既存事業における受講生等について、学びの成果を地域に生かせるような仕組みを検討します。

土曜学校の「サイエンスクラブ」については、参加児童が学びの成果を「むさしのサイエンスフェスタ」で生かせるよう、理科の研究・実験等を楽しみながら体験できるプログラムを実施します。

○市民の芸術・文化活動の支援

市民のだれもが芸術文化を享受し、人間性豊かな市民文化が創造・発展するように、第二期生涯学習計画や武蔵野市文化振興基本方針に基づき、芸術表現や鑑賞の機会の提供、創作活動の場の拡充に努めます。その一環として、武蔵野市民芸術文化協会等の芸術文化団体の活動支援を通して、市民の芸術文化活動を推進します。

また、合併後の（公財）武蔵野文化生涯学習事業団の持つ資源を有機的に結び付けた効果的な事業展開によるさらなる文化の発展を図るための取組を支援します。

○誰もがスポーツを楽しめる機会の創出

障害のある人や、子育て世代の人、勤労世代の人であっても、誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむ機会の充実と、一人ひとりの興味・体力・ライフスタイル等に応じた多様な施策の展開を図ります。

市民や、学校教育との連携により、子どもたちにスポーツの持つ魅力を伝え、スポーツを通じた体力・運動能力の向上と、障害者や障害者スポーツへの理解促進を目指します。

○スポーツを支える担い手づくりと活動支援

スポーツの意義や楽しさを伝えつつ、スポーツを通じた人間的成長や人格・人権・多様性に配慮できる指導者を養成するため、武蔵野市体育協会や武蔵野市スポーツ推進委員協議会等と連携し、講習会や学びの場を提供します。また地域でのスポーツに関する指導や大会運営など、様々な活動の場へのマッチングを行いスポーツボランティアとしての活動の定着を図ります。

○スポーツに親しむ環境づくり

市立体育施設の整備・改善を進め、利用者の利便性向上とさらなる利用促進、有効活用を図るため、総合体育館の大規模改修工事に向けた基本計画案の策定及び外壁改修工事を引き続き行います。また、市営プールについては、第二期スポーツ推進計画で示された方向性に即して、第六期長期計画・調整計画の策定の中で議論を深めます。

さらに、旧桜堤小学校跡地を利用したスポーツ広場の設置については、隣接する公共施設の整備状況を勘案しながら検討します。

○武蔵野市の特性を生かしたスポーツ文化の醸成

合併後の（公財）武蔵野文化生涯学習事業団の持つ資源を有機的に結び付け、分野横断的なスポーツの楽しみ方を創出します。

東京2020オリンピック・パラリンピック国際大会等のレガシーを生かし、スポーツに親しむ機運の醸成や、障害の有無にかかわらず全ての市民がスポーツを楽しむことができる機会を創出、充実します。また、スポーツが、健康づくりはもとより、仲間づくりにつながるよう、継続のための取組を推進します。

○安心して利用できる生涯学習・スポーツの場の提供

利用者の安全確保を最優先とし、可能な限り生涯学習・スポーツ活動が継続できるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえながら、必要な対策を講じます。

基本方針7による重点事業

- ・「学びをえらぶ・はじめる」の支援及び「学びをひろげる・つなげる」の支援（生涯学習スポーツ課）
- ・誰もがスポーツを楽しめる機会の創出（生涯学習スポーツ課）
- ・体育施設の改修・修繕（生涯学習スポーツ課）

【基本方針8】 歴史文化の継承と創造

市民が武蔵野の歴史や文化に触れ、理解を深めるため、武蔵野ふるさと歴史館等における企画展等に加え、小学生から社会人まで切れ目ない博学連携事業やボランティア育成講座等の様々な事業を行うことにより、歴史文化の継承と創造を図ります。また、歴史公文書については、公文書専門員の専門的知識を生かした選別、移管、保存に取り組み、展示等を通して歴史公文書の利活用を行います。文化財については、市指定文化財の指定などにより、保護・普及に努めます。

○文化財の保護・普及

本市では、先人たちの築いてきた歴史や文化を大切にし、地域の自然と歴史の中で培われてきた貴重な文化遺産を保護し、その普及に努めてきました。市天然記念物の保存を補助し、市指定文化財を指定するだけでなく、企画展やワークショップ等を通じて、その周知と利活用を図ります。

また、悉皆調査によって収集された民俗資料の調査・研究・価値づけを行います。

○歴史公文書の保存と公開

歴史公文書は、過去を未来へと繋ぐことができる市民の貴重な財産であり、その選別・収集・保存に留まらず、展示等によって利活用を図ります。利活用としては令和２年度に作成した中島飛行機関連の資料の検索シートを利用した展示を行います。

また、百年史編纂室が収集した行政資料（複写物）は令和３年度に作成した目録に基づいて選別・収納を行います。

○武蔵野ふるさと歴史館の充実

新型コロナウイルス感染症が完全に収束することが困難な状況の中、実物を見て時には触れて体験するという博物館の原点と、SNSを使った事業を組み合わせ新たな博物館像を構築します。

中島飛行機関連事業として、米国国立公文書館で収集した英文資料に基づき、専門的研究・分析等を行うとともに、新たな資料の収集に努めます。

また、博学連携事業については、市内小中学校にとどまらず、様々な機関との連携を図っていきます。高校生ボランティア制度、大学生のための学芸員実習、大学院生等のためのフェロシップ（特別研修員）制度、主に成人教育となる歴史館大学等により、生涯を通じて歴史館で学ぶ仕組み作りを継続します。

事業内容のより詳細な情報発信のためフェイスブックを、子ども対象事業の周知と拡散のためツイッターを、画像による身近な情報提供のためInstagramの活用をさらに進めます。

併せて、専門的な知識を持ったボランティアや、他施設との連携を図ります。

基本方針８による重点事業

- ・ 歴史公文書の利活用の推進（生涯学習スポーツ課）
- ・ 文化財の指定、整備と周知、広報（生涯学習スポーツ課）

【基本方針９】 図書館の力を高め地域に活かす

読書ならではの楽しさや喜びを提供し、武蔵野市民が知りたいこと・考えたいこと・解決したいことを「知」の側面から支えていくために、図書館の力を高め、市民と地域の生き生きとした活動に貢献します。

○図書館施設・機能の充実

超高齢化社会や障害者差別解消法対応などを意識し、すべての利用者が使いやすく安全な施設提供を目指します。また、老朽化した施設設備の更新工事、法改正により必要となった安全性向上のための改修工事を実施します。

○質の高いサービスを支える体制整備

「読む楽しさ」「知る楽しみ」の動機づけ、デジタルな表現手段の活用、地域が抱える課題を発掘しその解決支援に取り組むなど、従来の図書館業務の枠を越えた新たな専門性を持つ職員を武蔵野市立図書館人材育成計画に基づき育成します。

令和２年度には、図書館が担う公的な役割の重要性を鑑み、中央図書館は引き続き市直営とする基本方針を示しました。これにより市立図書館の運営体制が定まったことを受け、３館の連携強化を図ります。また、図書館運営には市の直接的な関与とともに市民参加がより重要となることから、そのための体制強化を図ります。

○地域の情報拠点としての情報の蓄積

インターネット時代も変わらない図書資料の持つ価値を市民に提供するため、引き続き多様性や持続性を重視した資料収集を行います。

地域の情報拠点として図書館資料の充実を図るため、令和２年度に実施した蔵書構成の評価に基づき、３館の個性に沿った資料収集の強化、新刊ベストセラーの複本購入の抑制などを進めます。また、オンラインデータベースなど、利用者の多様な学びや課題解決に資することが期待できるデジタル情報の活用を進めます。

○図書館の活用と情報収集の支援

インターネットが急激に普及していく中でも変わらない読書の感動や発見の喜びを伝えるため、世代にあわせた情報提供や事業を行います。

生涯学習や市民団体の活動が活発な本市の特徴を活かし、これらの活動を支援する様々な情報提供に取り組み、市民の学びなおしや市民活動の充実を支援します。

利用者が図書館を活用し、情報収集を行えるために、利用者の安全確保を最優先としつつ、可能な限り図書館サービスを継続できるよう、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、必要な対策を講じます。

○市民の学びと課題解決の支援

知る楽しみをより多くの方に知っていただけるよう、体験型事業の実施などレファレンスサービスの普及に努めます。

また、図書館資料を活用して地域の課題解決に携わっている行政の他部署や地域の団体などと協力・連携し、市民の課題解決を支援します。

○子どもたちの読書活動の充実

子どもたちが読書を通じて、豊かな心を培い、自ら学ぶ力を身に付けることで、生きる力を育んでいけるよう、第２次武蔵野市子ども読書活動推進計画に基づき、学校や関係各機関と連携して本市における子どもの読書活動を総合的に推進します。

基本方針９による重点事業

- ・市立図書館を支える人材の育成（図書館）
- ・子どもたちの読書活動の推進（図書館）

4 令和4年度各課重点事業の点検・評価

「武蔵野市教育委員会教育目標及び令和4年度武蔵野市教育委員会の基本方針について」（令和4年2月9日議決）や第三期学校教育計画、第二期生涯学習計画、第2期図書館計画等の個別計画を踏まえ、以下の主要な事業について、進捗状況を定期的に把握しながら実施した。

	新規	事業名	基本方針番号									担当課	頁
			1	2	3	4	5	6	7	8	9		
1		教室増・災害・老朽化への対応										教育企画課	16
2		学校改築の計画的な推進										教育企画課	17
3		人権教育や多様性を認め合う教育といじめ防止の推進										指導課	19
4		武蔵野市民科の実施										指導課	21
5		言語能力の育成										指導課	23
6		学習者用コンピュータを活用した学びの推進										指導課	25
7		主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上										指導課	26
8		学校・家庭・地域が連携・協働するための取組の推進										指導課	28
9		学校における働き方改革の推進										指導課	29
10		裾野教育における連続性のある多様な学びの場の整備と、交流及び共同学習の推進										教育支援課	31
11		不登校児童生徒への支援の充実										教育支援課	32
12		「学びをえらぶ・はじめる」の支援及び「学びをひろげる・つなげる」の支援										生涯学習スポーツ課	34
13		誰もがスポーツを楽しめる機会の創出										生涯学習スポーツ課	35
14		体育施設の改修・修繕										生涯学習スポーツ課	37
15		歴史公文書の利活用の推進										生涯学習スポーツ課	38
16		文化財の指定、整備と周知、広報										生涯学習スポーツ課	39
17		市立図書館を支える人材の育成										図書館	41
18		子どもたちの読書活動の推進										図書館	42

■新型コロナウイルス感染症への対応

44

※各項目の丸数字はそれぞれ対応しています。

	事業 1	教室増・災害・老朽化への対応	基本方針No.6
			教育企画課
計 画 名	第三期学校教育計画		
計 画 の 重 点 事 業	児童増・災害・老朽化に対応した学校施設の整備		
施 策 の 趣 旨 ・ 概 要	児童・生徒数の増加や教育的ニーズの変化、自然災害リスク等の外的要因に適切に対応し、良好な教育環境を確保するため、引き続き施設保全整備を実施する。		
令 和 3 年 度 ま で の 取 組 状 況	児童生徒数の増加に対応して、必要となる教室を確保してきた。 更新期を迎える給排水管の改修工事を行ってきた。 施設整備員 ¹ による学校点検を実施した。		
令 和 4 年 度 の 課 題	① 児童・生徒数の増加及び小学校35人学級導入に対応した教育環境の確保が必要である。 ② 非構造部材の耐震化や劣化・改良保全を計画的に進める必要がある。 ③ 老朽化した施設のメンテナンスを適切に実施する必要がある。		
設 定 目 標	① 児童・生徒数の増加及び小学校35人学級導入に対応するため、当初予算で予定する第二小学校メディアルーム改修工事、第三小学校コンピュータ室改修工事を完了させる。また、関前南小学校増築棟を設計・施工一括方式で整備する。 ② 体育館バスケットゴール耐震化工事及び小・中学校配管改修工事の令和4年度分を完了させる。 ③ 学校用務員対象の各種研修を体系化した研修計画を策定する。さらに、学校用務員の地区別意見交換会を実施し、学校の枠を越えた協力関係を構築する。 ③ 施設整備員による点検口内等の点検を実施する。		
実 績	① 計画した改修工事について、夏季休業期間を中心に実施した。また、関前南小学校の増築棟については、実施設計を行った。 ② 令和4年度に計画していたバスケットゴールの耐震化工事、配管の改修工事を実施した。 ③ 用務員の年間研修計画を作成した。8月に用務員全員の意見交換会、2学期から地区別の意見交換会を開催するとともに、研修用動画を作成した。また、3月から7月までの期間で各校の点検口内の点検を実施し、学校ごとに点検口の位置や収納物を記録した。		
評 価	① 教室の改修工事を行うことにより、児童生徒数の増加に着実に対応することができた。また、関前南小学校の増築棟については、令和5年6月の着工に向けて準備を進めることができた。		

¹ 施設整備員 市立小・中学校全18校を巡回して、施設の安全確保を担う教育委員会配属の会計年度任用職員。

	② 計画していたバスケットゴールの耐震化工事、配管の改修工事を着実に実施することにより、より安全な教育環境を確保することができた。 ③ 意見交換会の実施や研修動画の作成により、用務員の情報共有を進めることができた。また、点検口点検を実施して、教育企画課・学校・施設課で情報共有をすることができた。
今 後 の 取 組 の 方 向 性	① 児童生徒の増加状況を注視しながら、必要な対策を行う。関前南小学校の増築棟については、令和5年度中に完成させる。 ② バスケットゴールの耐震化工事は令和4年度で完了した。配管改修については、令和5年度に実施を計画している学校の工事を進める。 ③ 用務員の地域別意見交換会は継続して行い、学校・教育企画課・施設課との連携体制をさらに強化する。

	事業 2	学校改築の計画的な推進	基本方針No.6
			教育企画課
計 画 名		第三期学校教育計画、学校施設整備基本計画、第一中学校改築基本計画、第五中学校改築基本計画	
計 画 の 重 点 事 業		学校改築の計画的な推進	
施 策 の 趣 旨 ・ 概 要		児童・生徒数の増加、小中学校新学習指導要領の全面实施による教育的ニーズの変化、自然災害リスク等の外的要因に適切に対応し、良好な教育環境を確保するため、計画的な学校改築を実施する。	
令 和 3 年 度 ま で の 取 組 状 況		平成27年5月に武蔵野市学校施設整備基本方針、令和2年3月に武蔵野市学校施設整備基本計画を策定した。 武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、令和2年4月より、第一中学校及び第五中学校の改築事業に着手し、改築基本計画の策定及び基本設計を行った。第五小学校及び井之頭小学校については、令和4年度の事業着手に向け設計事業者選定プロポーザルを行う設計事業者の公募を行った。	
令 和 4 年 度 の 課 題		【第一中学校及び第五中学校】 ① 基本設計に基づき実施設計を進める必要がある。 ② 8月中に仮設校舎の建設を完了させ、夏休み期間中に旧校舎から仮設校舎へ引越しを行う必要がある。 ③ 2学期より既存校舎の解体工事に着手する必要がある。 【第五小学校及び井之頭小学校】 ① 公募型プロポーザルを実施し設計者選定を行い、各校の基本計画を策定する必要がある。	
設 定 目 標		【第一中学校及び第五中学校】 ① 令和5年7月の新校舎及び新体育館の工事着手に向け、年度内に実施設計を完了させる。 ② 8月中に仮設校舎の建設を完了させ、夏休み期間中に旧校舎から仮設校舎へ引越しを行う。	

	③ 7月に解体工事業者と契約を行い、8月より解体工事に着手する。 【第五小学校及び井之頭小学校】 ① 改築懇談会、児童・保護者及び学区内の学校関係者に意見を聞きながら、年度内に基本計画を策定する。
実 績	【第一中学校及び第五中学校】 ① 基本設計に基づき実施設計をまとめた。 ② 8月に仮設校舎の建設を完了し、夏休み期間中に仮設校舎への引越しを完了させた。 ③ 8月から既存校舎の解体工事に着手し、アスベストの除去、上屋の解体工事を進めた。 【第五小学校及び井之頭小学校】 ① 基本計画・基本設計等業務委託に関するプロポーザルを実施し、事業者選定を行った。委託事業者決定後、改築懇談会、児童、保護者、教職員及び学区内の学校関係者に意見を聞きながら、基本計画を策定した。
評 価	【第一中学校及び第五中学校】 ① 実施設計では、各階の平面計画、立面計画、断面計画、外構計画、各室諸元表等の設計図を作成し、実施設計をまとめることが出来た。 ② 夏休み期間中に引越しを完了し、2 学期から仮設校舎の使用を開始することが出来た。 ③ 予定通り既存校舎の解体工事に着手し、アスベストの除去作業においては環境測定を行いながら安全に作業を進めることが出来た。また建物上屋の解体作業においては、騒音・振動規制を遵守しながら作業を進めることが出来た。 【第五小学校及び井之頭小学校】 ① プロポーザルの審査においては、選定委員会による厳正かつ慎重な議論を重ねた上で、本事業にふさわしい設計者を公正かつ適切に選定することが出来た。基本計画策定においては、新たな学校施設の配置、規模及び事業スケジュール等与条件の整理を行うことができた。
今後の取組の方向性	【第一中学校及び第五中学校】 ①②③ 第一中学校は、9月中旬迄に解体工事を完了させる。新校舎及び新体育館建設工事については、入札不調が発生したため8月の再入札に向け準備を進め、施工者を決定していく。 第五中学校は、7月末迄に解体工事を完了させる。第五中学校は計画通り施工者が決定したため、新校舎及び新体育館の建設工事を進める。 【第五小学校及び井之頭小学校】 ① 基本計画を基に、基本設計を進める。また、改築期間中の通学手段等の課題の整理を行う。

	事業 3	人権教育や多様性を認め合う教育といじめ防止の推進	基本方針No.1 指導課
計 画 名	第三期学校教育計画		
計 画 の 重 点 事 業	人権教育の推進、いじめの防止に向けた取組		
施 策 の 趣 旨 ・ 概 要	多様な背景をもつ子どもたちが、互いに違いを認め尊重し合うことの大切さを学び、誰もが偏見や差別、いじめを受けることなく生活できるようにするため、全教育活動を通じて人権教育や多様性を認め合う教育を推進する。		
令 和 3 年 度 ま で の 取 組 状 況	多様な背景をもつ子どもたちが、互いに違いを認め尊重し合うことの大切さを学び、誰もが偏見や差別、いじめを受けることなく生活できるようにするため、全教育活動を通じて人権教育や多様性を認め合う教育を推進する。		
令 和 4 年 度 の 課 題	① 多様性を認め尊重し合い、偏見や差別をなくしていくために、人権教育を推進するとともに、市の子どもの権利に関する条例の制定に向けた、子どもの権利に関する理解を啓発する必要がある。 ② 多様な人々とふれあう教育活動は、新型コロナウイルス感染症予防の対応のため、直接ふれあう活動に制限がある状況である。多様性を生かす教育について、改めて考え方を整理し、各校において推進することが求められる。 ③ 学校、家庭、地域、関係機関との行動連携を図り、組織的にいじめの未然防止、早期発見、迅速で確実な対応を行う必要がある。 ④ 子どもたち一人一人が自信をもち、自分自身を肯定的に受け止められるようにするために、活躍できる場をさらに充実する必要がある。		
設 定 目 標	① 校長講話や教育活動全体を通して、子どもの権利に関する理解啓発の活動を行う。また、市の子どもの権利に関する条例の制定に向け、子どもたちが意見を表す取組を学校教育においても推進する。 ② 学級・学年等の集団の中で、互いに違う意見を認め、協働しながら、折り合いを付けるなどをして納得解や最適解を見いだす力を身に付けるために、学級会や児童会・生徒会活動、また各教科等における話し合い活動の充実を図る。 ③ 改訂した「武蔵野市いじめ防止基本方針」ポスターを活用し、児童生徒自らがいじめの未然防止に努める機運を醸成する。また、定期的なアンケート調査や市派遣相談員 ² 、都スクールカウンセラー ³ による面談等を通していじめを早期に発見する。迅速な解決に努め、重大事態ゼロの状況を維持する。		

² 市派遣相談員 市教育支援センターが市立各小・中学校に週1回派遣している教育相談員（臨床心理士等の有資格者）。児童・生徒、保護者、学校の相談支援を行う。

³ 都スクールカウンセラー 東京都が市立各小・中学校に週1回派遣している教育相談員（臨床心理士等の有資格者）。児童・生徒、保護者、学校の相談支援を行う。

	④ 日々の学校生活や学校行事の中で、児童・生徒一人一人が主体的に活躍できる場を積極的に設けるとともに、効果的な指導を行う。また、調査研究協力校(第二小学校、第五小学校、第一中学校)において自尊感情測定尺度(東京都版) ⁴ を用いた調査を行い、本市の児童生徒の実態を明らかにする。
実 績	① 子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告について、子ども版パブリックコメントを実施するために学習者用コンピュータを活用して回答する、子どもの権利条例素案について、主体的にパブリックコメントに参加できるよう促す授業例を作成し、各校で取り組んだほか、地域における子どもの権利に関する理解を推進するため、開かれた学校づくり協議会代表者会にて子どもの意見表明や参加をテーマに熟議を行った。 ② 多様性を生かす教育について、教職員が共通理解できるよう、啓発資料「多様性を生かした教育活動を推進していくポイント」を作成し、取組の趣旨や学級活動や児童会・生徒会活動等における話し合いを通じた合意形成のポイントや実践例を各校に周知した。 ③ 「武蔵野市いじめ防止基本方針」のポスターを活用し、各学級や学年にて、いじめの未然防止に関するスローガンを作成した。また、小学校第5学年、中学校第1学年を対象とした都スクールカウンセラー等による全員面接の実施やいじめ共通アンケートを年間3回実施等に取り組んだ。 ④ 調査研究協力校3校(二小、五小、一中)にて、自尊感情測定尺度(東京都版)を用いて、各校の特色ある教育活動の取組を通じた自己肯定感や自尊感情の変容について調査を行った。
評 価	① 学校における様々な理解・啓発の活動により、中間報告のパブリックコメントのアンケートに市立小・中学校の児童・生徒が996人参加する、条例素案に対して555人が参加するなど多くの意見を促すことができた。また、今後の開かれた学校づくり協議会における子どもの参画の可能性について言及できた。 ② 令和4年度全国学力学習状況調査の児童・生徒質問紙にて「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか」の問いに対して、「当てはまる」と回答した児童・生徒の割合は7割を超えた。一方で、否定的な回答の割合は東京都や全国の平均より高かった。 ③ スローガン作りを通して、児童・生徒のいじめの未然防止に機運を高め、全国学力学習状況調査の児童・生徒質問紙では、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」の質問に対して、9割以上の児童・生徒が肯定的な回答をした。また、いじめ共通アンケートを通し

⁴ 自尊感情測定尺度(東京都版) 東京都教職員研修センターと慶應義塾大学が共同開発した、学校教育に求められる自尊感情の傾向を分析し、発達段階に応じて適切に把握できる自己評価シートによる調査、分析方法。

	て認知したいじめについて、早期対応を進めることができた。 ④ 研究協力校では測定のみならず、自尊感情に関わる講演会や協議を行い、自尊感情はより高い目標をもつと、低くなる傾向にあるのではないかなどの分析を進めることができ、令和5年度以降に全校で取り組む上での参考とすることができた。
今 後 の 取 組 の 方 向 性	① 子どもの権利条例に示された「子どもにとって大切な子どもの権利」等について、子ども・教職員・保護者・地域の理解を深めるために、教員研修の実施、教育活動全体を通した学ぶ機会の設定、保護者会や学校便り等による発信を推進する。 ② 納得解や最適解を見い出す力を身に付けるために、各校で、これまでの取組を振り返り、学級会や児童会・生徒会活動、各教科等における話し合い活動の充実を図る。 ③ 学校、家庭、地域、関係機関との行動連携を図り、組織的にいじめの未然防止、早期発見、迅速で確実な対応を行う必要がある。また、子ども自身がいじめの未然防止に努めようとする機運を醸成するために、「武蔵野市いじめ防止基本方針」ポスターの活用を推進する。 ④ 子どもが自信をもち、自分自身を肯定的に受け止められるよう、教育活動の改善を図っていくために、自尊感情測定尺度（東京都版）を用いた振り返りを全校で実施する。

	事業 4	武蔵野市民科の実施	基本方針No.1
			指導課
計 画 名	第三期学校教育計画		
計 画 の 重 点 事 業	武蔵野市民科の実施		
施策の趣旨・概要	「自立」「協働」「社会参画」に関する資質・能力(市民性)を確実に育成するために、全小・中学校において「武蔵野市民科」の学習を実施する。		
令和3年度までの 取 組 状 況	教育課題研究開発校に指定した境南小学校の研究発表会に合わせて、武蔵野市民科をテーマにしたむさしの教育フォーラムを実施し、その様子を市のホームページにて公開した。また、第二中学校も研究開発校に指定した。 武蔵野市民科カリキュラム推進委員会を年間3回実施し、評価方法の協議等を進めた。		
令和4年度の課題	① 武蔵野市民科の必要性や趣旨、学習内容等について、保護者・市民に理解してもらうための積極的な情報発信が必要である。 ② 教員が武蔵野市民科の教材開発、単元の指導計画の立案、授業の展開方法について習熟を図る必要がある。 ③ 計画的な授業の実施と成果や課題の検証を通して、資質・能力の系統性が分かる小中連携した5か年の指導計画の作成と、「武蔵野市民科教員向け手引き」の改訂が必要である。		

設 定 目 標	① 各校において、年度当初の保護者会等で武蔵野市民科の目的や各校の取組について説明する。また、学校だよりや学校ホームページを通じて、子どもたちの学習に取り組む様子を積極的に発信する。 ② 境南小学校、第二中学校を教育課題研究開発校(武蔵野市民科)として指定し、研究内容、成果を各校に還元する。 ③ 各学校で単元の指導計画を見直すとともに、武蔵野市民科カリキュラム推進委員会において、「武蔵野市民科教員向け手引き」の改訂を行う。
実 績	① 各校が自校の武蔵野市民科の取組を紹介できるようフォーマットを作成し、各校での活用を促した。また、学校便りや学校ホームページをはじめ、学校によっては、学校公開等で武蔵野市民科の授業を保護者・地域に公開した。加えて、武蔵野市学校ポータルサイトで各校の取組を集約・発信を行った。 ② 武蔵野市民科カリキュラム推進委員会に、境南小学校の教員を招聘し、各校が武蔵野市民科を推進するための工夫等について協議した。第二中学校は、「武蔵野市民科の充実に向けて一社会の一員としてよりよい地域・社会づくりに参画していく3年間を見通した資質・能力の育成―」を研究主題に、授業研究を進め、その成果を研究発表で授業公開及び研究協議会で報告した。 ③ 武蔵野市民科の指導計画及び報告書を見直し、各校のこれまでの取組を集約するとともに、研究開発校の取組やカリキュラム推進委員会における協議内容等を基に「武蔵野市民科教員向け手引」を改訂した。
評 価	① 学校ホームページで令和4年度の武蔵野市民科の取組を紹介した学校は全14校であった。学校ポータルサイトでは、以前の取組も含めて全校の実践を合計80事例以上発信することができた。 ② カリキュラム推進委員会では、課題設定でいかに子どもの思いを引き出すか、地域と連携した発信・実行をどう実現するかなど協議し、具体的な工夫等について深めることができた。第二中学校の研究発表には120名を超える教員が参加した。中学校における武蔵野市民科を推進する上での指導の工夫として、既存の取組にSDGsの視点を取り入れる、市民性育成の観点から学習過程を見直すなどの事例が紹介され、他校が実践していく上での参考となった。 ③ 各校の特色を生かした武蔵野市民科の取組を集約するとともに、探究的な学習過程について具体的な事例や指導の工夫等とともにまとめた「武蔵野市民科教員向け手引(改訂版)」を令和5年3月に完成させた。
今 後 の 取 組 の 方 向 性	① 保護者・地域・関係機関等に理解・協力していただくために、各校の保護者会等で武蔵野市民科の目的や取組を説明するとともに、学校だよりや学校ホームページを通じた積極的な発信を進める。また、各校の武蔵野市民科に関する取組や発信を集約し、実施上の工夫等を共有する。

	② 研究開発校の取組を基に、改訂した「武蔵野市民科教員向け手引」を活用し、各校にて自校の特色を生かした探究的な学習過程や教科等横断的な取組等を推進する。 ③ 本格実施から令和5年度で3年目を迎え、本事業の成果と課題について整理をする必要がある。全国学力学習状況調査の児童・生徒質問紙や各校へのヒアリング等を通して、本事業の効果検証を行い、カリキュラムの改善・充実を図る。
--	---

	事業 5	言語能力の育成	基本方針No.2
			指導課
計 画 名	第三期学校教育計画		
計 画 の 重 点 事 業	英語教育の充実、学校図書館の活用		
施策の趣旨・概要	すべての学びの基盤となる資質・能力である言語能力を確実に育むために、国語科をはじめとした全教育活動において、言語活動の充実を図る。特に、言語の基盤を育むため、学校図書館の図書資料の充実や環境整備を行い、様々な種類の本に触れる読書活動を推進する。		
令和3年度までの取組状況	学校図書館活用モデル校では、学校図書館サポーターの配置時間を拡充し、放課後の開館が可能になり、利用率や貸出冊数の増加などの成果があった。小学校外国語等担当者会において、外国語専科教員や中学校の英語科教員の授業を基に研修を深めることができた。		
令和4年度の課題	① 学校図書館の機能を強化するために、探究的な学習や協働的な学習を行う際の積極的な学校図書館の活用や学校図書館サポーターのあり方について検討する必要がある。 ② すべての学びの基盤となる言語能力を育成するために、中核的な教科である国語科を要とした表現することを中心に言語活動の充実を図る必要がある。 ③ 小学校外国語の授業を担当している教員や講師の授業改善や、児童・生徒が英語を使う楽しさや必要性を体感し、英語を学びたいという動機付けについて充実を図る必要がある。		
設 定 目 標	① 令和3年度の学校図書館活用モデル校の成果を基に、学校図書館の活用や学校図書館サポーターのあり方について検討する。 ② 教育課題研究開発校として第三小学校、関前南小学校を指定し、言葉による見方・考え方を働かせた国語科における資質・能力の育成を目指す研究を行う。 ③ 小学校英語教育推進アドバイザーによる巡回指導等を通して、外国語の授業を担当している教員や講師の指導力の向上とともに、中学校英語科との円滑な接続、児童・生徒の英語力の向上を図る。また、児童・生		

	徒が主体的に英語を活用するために、多摩地域に開業する体験型英語学習施設の利用方法や、その他の動機付けの方法について検討する。
実績	① 学校図書館の機能強化のために、学校図書館サポーターの名称や勤務条件を見直すとともに、学校図書館サポーター連絡会連絡会を3回実施し、学校図書館サポーター同士の情報交換や研修を行った。 ② 第三小学校、関前南小学校とともに授業研究を通して国語科における深い学びを追究した。指導課訪問にて、各学級の授業の様子を視察するとともに、協議会を通して研究を深めた。 ③ 年間を通じて小学校英語教育推進アドバイザーによる巡回指導を行うとともに、夏季研修を1回、外国語等担当者会を2回実施し、外国語の授業を担当している教員や講師の指導力向上や情報交換を図った。また、12月にTokyo Global Gateway Green Springsを視察し、実施可能なプログラム等を確認した。
評価	① 学校図書館サポーターの名称を学校司書に変更し、教員との打ち合わせ時間確保や、子どもの放課後の居場所としての役割を拡充できるよう、勤務条件を見直し、令和5年度の募集を行うことができた。連絡会では、学習指導に関する支援や環境整備に関する学校図書館サポーターの役割について確認することができた。 ② 授業研究では、言葉による見方・考え方をいかに働かせるかについて知見を深め、令和5年度の研究発表に向けて準備を進めることができた。 ③ 巡回指導及び研修参加は、教員だけでなく市講師や都時間講師まで行うことができ、ALT と授業者の連携や児童が積極的に発話したくなる環境づくり等指導の工夫を深めることができた。Tokyo Global Gateway Green Springs に限らず、英語を使ったコミュニケーションを図ろうとする機会づくりについて今後も検討していく。
今後の取組の方向性	① 配置時間を拡充した学校司書や学校図書館担当教員を中心に、放課後の学校図書館開放や中央図書館との連携、読書の動機付け指導等、学校図書館の活用を推進する。また、先進的な学校図書館運用を行っている自治体等の情報を収集し、ラーニングコモンズの効果的な運用及び既存の学校図書館の運用に関する工夫について検討を行う。 ② 言語能力育成の中核的な教科である国語科を要とし、各教科等において、表現することを中心に言語活動の充実を今後も図るとともに、第三小学校・関前南小学校の成果を各校に還元する。 ③ 小学校英語教育推進アドバイザーによる巡回指導は令和5年度で5年目を迎える。この間、外国語担当教員や講師の指導力の向上に大きく寄与してきた。今後は、巡回指導により得た知見について、教員自身が咀嚼し、日々の指導の中で生かしていくことが求められる。

	事業 6	学習者用コンピュータを活用した学びの推進	基本方針No.2
			指導課
計 画 名	第三期学校教育計画		
計 画 の 重 点 事 業	情報モラル教育の実施、情報通信技術(ICT)を活用した授業の推進、ICT化の推進		
施策の趣旨・概要	児童・生徒一人に1台整備した学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用した授業を実施し、必要な知見を蓄積するとともに、授業における指導方法、家庭での活用方法を含め、ICTの活用について、検討委員会において研究する。		
令和3年度までの取組状況	各校のICT活用推進リーダーによる連絡会を2か月に1回開催し、学習者用コンピュータの活用状況の確認や情報交換を行った。また、学習者用コンピュータ活用検討委員会を6回実施し、武蔵野市としてのデジタル・シティズンシップ教育の基本的な考え方やオンライン授業・学習の言葉の定義を整理した。加えて、令和4年3月に「令和3年度学習者用コンピュータ活用事業のまとめ」を作成した。		
令和4年度の課題	① 学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用した授業の方法や、家庭での活用方法について知見を蓄積する必要がある。 ② 武蔵野市の教育へのICT活用に関する試行事業の2年目として、学習者用コンピュータ活用の指針を定めるにあたっての内容を改めて整理する必要がある。 ③ 武蔵野市としてのデジタル・シティズンシップ教育の考え方を整理したが、ICTを使うことが当たり前の社会に求められる「態度や知識・技能」を身に付けるために具体的な指導方法を検討する必要がある。		
設 定 目 標	① 各校のICT活用推進リーダーを中心に授業における積極的な活用を図るとともに、担当の指導主事による学習者用コンピュータを活用した授業の指導助言を行う。また、学習者用コンピュータ活用検討委員会において、授業及び家庭での使用における課題の解決や授業実践の成果を蓄積する。 ① 学習者用コンピュータ活用検討委員会において課題解決した内容や方向性、また活用方法について、「武蔵野市学習者用コンピュータ通信」等により、保護者・教職員に発信する。 ② 学習者用コンピュータ活用検討委員会において、学習者用コンピュータ活用の指針に必要となる、適切かつ効果的な活用方法、環境整備、自律的な管理等の内容や課題を整理する。 ③ 武蔵野市としてのデジタル・シティズンシップ教育を推進するための具体的な指導方法、指導計画を検討する。		
実 績	① ICT推進リーダー連絡会を7回実施し、各校の活用状況の共有や課題解決に向けた情報交換を行った。		

		① 「武蔵野市学習者用コンピュータ通信」を11号発行し、学習者用コンピュータの実践事例や家庭での取り扱い等について発信した。また、11月に「学校・家庭・地域で考えるこれからのICT教育」をテーマにむさしの教育フォーラムを開催した。 ② 学習者用コンピュータ検討委員会を6回行い、健康上の影響やデジタル教科書の効果と課題、学習者用コンピュータの扱い等を協議した。 ③ デジタル・シティズンシップ教育の指導計画案を作成し、学校に周知するとともに、ICT推進リーダー連絡会にて、デジタル・シティズンシップ教育に関する授業研究を実施するとともに、各校の実践事例を収集した。
評	価	① 各校からは、低学年での学習者用コンピュータを活用した児童同士の交流や、中学校での音声文字入力機能の活用など、発達段階に応じた実践が報告され、令和4年度学習者用コンピュータ活用事業のまとめとしてまとめることができた。 ① むさしの教育フォーラムに80名以上の方に参加いただいたことをはじめ、通信や学校公開等の機会を通して児童・生徒の学びがどう変わったかなどを発信することができた。 ② 協議では、定期健康診断における視力について大きな変化は見られなかったが、使用時の姿勢や目の健康について引き続き指導していくことが大切であることが確認できた。また故障の事例等から、使い方に関する指導の必要性が改めて確認できた。 ③ 各校の報告から、デジタル・シティズンシップ教育の推進に当たっては、セーフティ教室等の単発の取組のみでなく、教科等の学習に関連させた指導を継続的に取り組むことが重要であることが確認できた。
今 後 の 取 組 の 方 向 性		① 各校のICT活用推進リーダーを中心に授業内外における積極的な活用を図るとともに、適切かつ効果的な活用場面についても検証していく。また、「武蔵野市学習者用コンピュータ通信」等により、保護者・教職員に発信する。 ② これまでの成果と課題等を学習者用コンピュータ活用検討委員会で整理し、学習者用コンピュータの教育活動上の位置付け、育成を目指す資質・能力、保護者との連携のあり方などを示した「武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針」を作成する。 ③ デジタル・シティズンシップ教育の具体的な実践事例を蓄積するとともに、教員間の共有や家庭や地域へ発信・連携を図る。また、取組による効果検証の方法についても研究していく。

	事業 7	主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上	基本方針No.5
			指導課
計 画 名	第三期学校教育計画		

計 画 の 重 点 事 業	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教員研修の実施
施策の趣旨・概要	児童・生徒の生きる力を確実に育むために、学校の教育活動を進めるにあたって、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められている。そのためには、各教員の授業力を向上させることが不可欠である。
令和3年度までの取組状況	若手教員や臨時的任用教員 ⁵ 等への教育アドバイザー ⁶ による指導支援を計画的に進め、のべ152回の訪問研修を実施した。「深い学び」をテーマとした教育課題研究開発校として第五小学校と第三小学校で研究発表会を実施し、発表校の教員と参加者が直接研究や授業について語り合った。
令和4年度の課題	① 日々の授業を行うにあたって、各教員が「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することによる、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について、不断の努力をする必要がある。 ② 各教員が自ら学ぶ意欲を喚起し、主体的に研修に参加できる機会を用意する必要がある。
設 定 目 標	① 校内における研究・研修を推進するとともに、若手教員や臨時的任用教員等に対する教育アドバイザーによる充実した支援を実施する。また、指導課訪問等を通じて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することによる、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について指導・助言を行う。 ① 小学校社会科副読本及び小学校スタートカリキュラムの改訂に向け、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することによる、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の視点からの見直しに着手する。 ② 教員が都認定団体や民間団体が主催する研究発表会、オンライン研修に参加する際に発生する参加費の補助を実施し、武蔵野市立小中学校教育研究会の他に研究団体などに所属したり、研究発表に参加したりすることを奨励する。
実 績	① 年間を通じて、教育アドバイザーによる若手教員や臨時的任用教員への訪問支援を158回行った。また、令和3年度教育課題研究開発校の取組を基に、深い学びを実現するためのポイントについてリーフレットを作成し、各校に展開した。 ① 小学校社会科副読本改訂委員会、武蔵野スタートカリキュラム改訂委員会ともに5回実施し、副読本の原稿案、スタートカリキュラムの試案を作成した。

⁵ 臨時的任用教員 期限を限って任用される教員。教員の妊娠出産休暇及び育児休業の取得により欠員が生じた際に代替として勤務する「産休育休代替教員」や、新規採用のうち正規採用ではなく1年間の期限付きの採用教員のことを指す。

⁶ 教育アドバイザー 校長経験のある市の専門嘱託員。若手教員等の授業力向上及び学校経営への適時・適切な支援を行う。

	② 定例校長会の機会などを通じて都認定団体や民間団体が主催する研究発表会、オンライン研修に参加する際に発生する参加費補助について案内し、学校から申請があったものを執行した。
評価	① アドバイザーによる訪問支援の内容については、月1回定期的に共有し、支援について長期的な視野をもって取り組むことができた。また、指導課訪問の際にリーフレットを活用し、深い学びを実現するための学習過程や発問の工夫等について教員に指導・助言を行うことができた。 ① 社会科副読本は主体的対話的で深い学びを実現するための学習過程やページ構成について見直すことができた。スタートカリキュラムについては、児童の思いや願いを大切にするために弾力的な時間割の編成などを案として作成することができた。 ② 年間通じて、都認定団体等の研修に参加する参加費補助は7校から全10件の申請があった。教員の主体的な研鑽の観点から、各校における一層の活用が求められる。
今後の取組の方向性	① 若手教員や臨時的任用教員等に対する教育アドバイザーによる指導・助言を行う。スタートカリキュラム等については、実際に取り組んでみた成果と課題や単元計画などを見直し、改善案を完成させる。 ② 教員が都認定団体や民間団体が主催する研究発表会、オンライン研修に参加する際に発生する参加費の補助を実施するとともに、教員が研修や研究会に関する情報を得やすくする工夫を行い、主体的な研鑽を推奨する。

	事業 8	学校・家庭・地域が連携・協働するための取組の推進	基本方針No.5 指導課
計 画 名	第三期学校教育計画		
計 画 の 重 点 事 業	学校・家庭・地域が目標を共有した学校協働体制の構築		
施 策 の 趣 旨 ・ 概 要	学習指導要領が示す「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校の教育目標を地域・家庭と共有し、学校・家庭・地域の三者が各々主体性を発揮しながら、連携・協働するための仕組みづくりに取り組む。		
令 和 3 年 度 ま で の 取 組 状 況	総合教育会議の意見を踏まえ、庁内検討会議を行った上で、「未来を担う子どもたちのために」という理念を前提に「社会に開かれた教育課程」を通じて学校・家庭・地域が目標を共有し、持続可能な協働体制を構築できるよう、検討委員会を4回実施した。 地域コーディネーター連絡会 ⁷ を3回実施(書面開催1回を含む)し、各校の状況の共有や開かれた学校づくり協議会を強化するイメージ(案)について意見聴取を行った。		

⁷ 地域コーディネーター 学校支援人材の発掘・交渉・調整を行う地域の方。各校1名(校長の推薦により市教育委員会が委嘱)。

令和4年度の課題	①「学校・家庭・地域の協働体制検討委員会」の協議をまとめ、開かれた学校づくり協議会を強化した体制づくりに関わる準備をする必要がある。 ② 地域と協働した教育活動を充実させ、展開する必要がある。
設 定 目 標	①「学校・家庭・地域の協働体制検討委員会」における協議結果の内容を関係者間で共有し、持続可能な実効性のある体制の方向性を見定める。また、次年度以降のモデル校による学校・家庭・地域の協働体制の効果・検証のための準備を行う。 ② 地域コーディネーター連絡会を中心に、地域コーディネーター間の情報共有を行い、支援の方法を追究する。また、学校・家庭・地域の協働体制を強化するための地域コーディネーターの環境整備を行う。
実 績	① 学校・家庭・地域の協働体制検討委員会を年度内に4回実施し、その協議内容やパブリックコメントを基に、令和4年12月に報告書を完成させた。その後、定例校長会や開かれた学校づくり協議会代表者会等で報告書の内容を説明し、また、提言内容に基づくモデル校2校も選定した。 ② 地域コーディネーター連絡会を3回実施し、各校の取組について情報交換を行った。また、次年度から地域コーディネーターを複数配置できるよう、予算の確保等に取り組んだ。
評 価	① 報告書では、学校運営協議会機能や地域学校協働活動の促進など、機能強化された開かれた学校づくり協議会のあり方について、様々な立場の意見を踏まえて提言することができた。 ② 情報交換では、各校の取組を紹介し合う中で、自校に招聘するゲストティーチャーなどのネットワークを広げることができた。また、次年度からの複数配置を可能とする予算面等の環境を整えることができた。
今 後 の 取 組 の 方 向 性	① 学校・家庭・地域の協働に係るモデル事業として、境南小学校と第一中学校を指定し、機能強化した開かれた学校づくり協議会の運営や地域学校協働活動を推進する。その成果等を「学校運営協議会機能を有する開かれた学校づくり協議会運営ガイドライン」に反映させる。 ② 複数配置を可能とした地域コーディネーターによる地域学校協働活動を推進し、地域コーディネーター連絡会を中心に情報共有を行う。

	事業 9	学校における働き方改革の推進	基本方針№5
			指導課
計 画 名	第三期学校教育計画		
計 画 の 重 点 事 業	武蔵野市立小・中学校における働き方改革の推進、持続可能な部活動の実施に向けた取組		
施策の趣旨・概要	教員の長時間労働は全国的に大きな課題となっている。質の高い教育を実現していくためには、教員の多忙化を解消し、教員一人一人の心身の健康保持と、子どもたちと向き合う時間の確保することが重要である。		

令和3年度までの 取組状況	令和4年2月に「武蔵野市立学校における働き方改革推進実行計画～先生いきいきプロジェクト2.0～」を策定した。また、学校マネジメント講座にて学校における働き方改革をテーマにした研修を実施した。
令和4年度の課題	① 「武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト2.0～」を周知し、当面の目標の達成に向けて教職員の意識を高める必要がある。 ② 市講師⁸配置による効果について検証を継続していくことと、持続可能な部活動のあり方について、検討委員会を再開し、協議を進める必要がある。
設定目標	① 「武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト2.0～」の取組を推進し、当面の目標の達成を目指す。 ② 市講師や部活動指導員の配置による効果について検証を行う。また、持続可能な部活動のあり方について検討する。
実績	① 先生いきいきプロジェクト2.0に基づき、市講師等の配置や市から学校に依頼している会議や調査物等の実態把握と見直しを進めた。これまでの取組から平日1日当たりの平均在校時間について、令和元年度からの推移を検証したところ、各職層で着実に短縮していることが分かった。 ② 市講師配置による効果について検証作業を行った。 ② 今後の部活動の在り方について、検討委員会を3回実施するとともに、生徒や保護者、教員の部活動に関する意識や意向を把握するための調査を行った。(教員96名、生徒1,126名、小6児童679名、保護者838名)
評価	① 全体的な削減は進んでいるが、個別に見たときには在校時間が長い教員もいることが分かった。充実してきた人的配置や会議や調査物の削減等の積み重ねにより、業務改善を図ることができた。 ② 市講師が配置された教員の令和3年度と前年度の月平均在校時間を比較すると、2時間30分減少し、2年連続市講師が配置された担任の月平均在校時間は4時間32分減と成果が継続していることが分かった。 ② 検討委員会では、市として拙速な地域移行をするのではなく、教員の負担軽減の視点からの部活動指導員の導入について、協議を通して有効性を確認することができた。また、アンケートの結果では「部活動の顧問について教員以外でもいい」「同一中学校の仲間にこだわらない」と回答した生徒(各48%、15%)と保護者(85%、38%)や「顧問を担いたくない」と考えている教員(57%)が一定数おり、今後の部活動指導員の拡充や合同部活動設置、地域との連携について一層検討が必要であることが分かった。

⁸ 市講師 教員の負担を軽減するとともに、より質の高い教育を行うことを目的に市が独自に任用する者（更新済みの教員免許所有者）。単独又は主担当として教科指導を行う。

今 後 の 取 組 の 方 向 性	① 計画的な拡充が完了した市講師配置やクラウドサービスの活用をはじめとした「武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト 2.0～」を推進し、12 月までに時間外在校時間 60 時間以上の教員0の達成を目指す。 ② 部活動あり方検討委員会にて、学校を中心とした着実な地域連携を図り、部活動指導員の更なる拡充や質的な向上を図る研修等のあり方、合同部活動の設置等について検討する。
----------------------	---

	事業 10	特別支援教育における連続性のある多様な学びの場の整備と、交流及び共同学習の推進	基本方針No.3 教育支援課
計 画 名	第三期学校教育計画		
計 画 の 重 点 事 業	特別支援学級(通級)の体制整備、交流及び共同学習の推進、切れ目のない相談支援体制づくり		
施策の趣旨・概要	インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、連続性のある多様な学び場を用意し、個々の教育的ニーズに応じた自立活動の内容を踏まえた個別な指導を行う必要がある。併せて、交流及び共同学習を進める。		
令和3年度までの 取 組 状 況	交流及び共同学習を推進するため、小学校知的障害特別支援学級に加え、中学校知的障害特別支援学級に、交流共同学習支援員 ⁹ を配置し、運動会やプール授業、部活動等への支援を行った。		
令和4年度の課題	① 特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習をより充実する必要がある。 ② 特別支援教育に関する相談支援体制などの情報発信の強化を図る必要がある。		
設 定 目 標	① 各校の特別支援学級に配置している交流共同学習支援員の活動の内容を支援員同士の会議や障害種別ごとの運営委員会で共有し、児童生徒の交流及び共同学習の充実を図る。 ② 就学相談に関する情報発信の強化のためにオンラインによる就学相談の申し込みや情報提供の充実を図る。		
実 績	① 交流共同学習支援員の意見交換会を開催し、各学校の活動について情報共有を行うとともに、特別支援学級運営委員会で報告し、学校による取組みや発達段階に応じた支援内容の違いを共有し、今後の活動の参考にした。 小学校では、行事や休み時間での交流の他、国語や算数、図工等、児童の実態に応じた特定の教科での共同学習に取り組んだ他、個別の教育的ニーズに対応するため、通常学級から特別支援学級への交流や共同学習も実施した。		

⁹ 交流共同学習支援員 特別支援学級の児童が、交流共同学習で通常の学級に入るときの指導補助や特別支援学級と通常学級の連絡調整を行う者。

	中学校では、発達段階の違いから、教科での交流学习は困難な場合が多く、主に部活動や委員会活動で支援した。 ② オンラインによる就学相談の受付を開始するとともに、就学相談や小学校知的障害特別支援学級等の紹介動画をホームページに公開した。 動画再生回数(令和5年3月末現在) 就学相談の概要:336回 特別支援教室の説明:442回 難聴・言語通級指導学級:281回 中学校特別支援学級:449回 小学校特別支援学級の紹介:2,438回
評価	① 交流共同学習支援員の活動により、通常学級と特別支援学級の児童生徒が交流でき、相互理解につながっている。活動における課題として、通常学級と特別支援学級それぞれの教員と交流共同学習支援員が情報共有する時間が不足していることや、交流共同学習支援員の役割の周知不足が挙げられた。 ② 動画による情報発信はアクセス数も伸びており、特別支援教育に関する情報提供として効果的であった。また、就学相談のオンライン受付により、保護者は時間の制約なく予約ができ、市民の利便性と業務の効率化につながった。
今後の取組の方向性	① 交流及び共同学習については、利用する児童生徒の増加や教職員との連携に要する時間の確保など、支援員の配置時間や人数について検討が必要となっている。また、活動のねらいや評価のためのガイドラインや教職員や保護者への活動の周知について検討する必要がある。 ② 特別支援教育の情報発信については、利用する児童生徒の多い特別支援教室について、具体的な紹介動画や案内等の媒体を検討する。 また、保護者が児童生徒の将来や進路等について、見通しや安心感が持てるよう提供する情報や提供方法等について検討する。

	事業 11	不登校児童生徒への支援の充実	基本方針No.3
			教育支援課
計 画 名	第三期学校教育計画		
計 画 の 重 点 事 業	スクールソーシャルワーカー ¹⁰ と家庭と子どもの支援員 ¹¹ の配置拡充、不登校児童・生徒の多様な学び場のあり方の検討と確保		
施策の趣旨・概要	不登校児童生徒への支援のため、人的支援の強化や児童生徒の状態に応じた多様な学びの場づくりを進める。		

¹⁰ スクールソーシャルワーカー 児童生徒の置かれている環境に働きかけて状態を改善するため、学校、家庭、関係機関などと連携して支援を行う社会福祉士等の専門職。

¹¹ 家庭と子どもの支援員 不登校傾向の児童生徒への登校支援、別室支援、学校活動への参加支援を担う。

令和3年度までの 取組状況	スクールソーシャルワーカーについては、令和2年度から中学校区に1名ずつ計6名の配置を継続し、児童生徒の支援に努めた。 東京都「学校と家庭の連携推進事業」による「家庭と子どもの支援員」を全ての市立小中学校に配置した。 長期不登校の状態にある中学生を対象として、令和2年7月に開設した「むさしのクレスコーレ¹²」について、職員配置を2.5人から3.0人に拡充した。 不登校児童生徒の支援に関する保護者の理解を促進するため、「不登校を考える保護者の集い」を開催した。
令和4年度の課題	① 学校において不登校児童生徒一人ひとりの状態に応じた支援につなげる必要がある。 ② 不登校児童生徒のための多様な学びの場づくりを進める必要がある。 ③ 不登校児童生徒の支援に関する情報発信の強化を図る必要がある。
設定目標	① スクールソーシャルワーカーと学校が互いに連携を深めることにより、児童生徒の状態に応じた支援や校内体制づくりを進める。 ② 家庭と子どもの支援員(常駐型)の配置やむさしのクレスコーレの運営体制の強化を図る。また、チャレンジルームやむさしのクレスコーレでのオンライン利用の促進を行う。 ③ 不登校を考える保護者の集いを複数回開催することにより、保護者同士の交流の機会を拡充する。
実績	① スクールソーシャルワーカーの活動について、教職員の理解と連携を推進するため、教育支援センター職員が、職員会議等で説明した他、チャレンジルームの見学会を実施した。 ② 「家庭と子どもの支援員」の配置時間や支援内容を拡充した「家庭と子どもの支援員(常駐型)」を市内3校に配置し、登校しづりや登校しても教室に入れない児童生徒に対して、教員と連携して、別室での見守りや相談等の支援を行った。 「むさしのクレスコーレ」の職員体制を3.0人から3.5人に拡充した。 ③ 不登校の児童生徒を持つ保護者を対象に「不登校を考える保護者の集い」を開催し、11名が参加した。
評価	① スクールソーシャルワーカーへの小中学校からの派遣依頼は、令和3年度の145名から令和4年度は173名と増加した。 ② 「家庭と子どもの支援員(常駐型)」の配置により、不登校傾向や教室に入りづらい児童生徒が、校内で過ごせる居場所の確保が可能となり、児童生徒のペースに合わせた生活や学びの支援につながった。 「むさしのクレスコーレ」の職員体制の拡充により、生徒の状態に応じた

¹² むさしのクレスコーレ 市教育委員会がNPO法人「文化学習協同ネットワーク」に事業を委託して行う、居場所機能や相談機能を重視した新たなタイプの学びの場。

	支援が可能となった。通所が困難な生徒に家庭訪問を行い、本人の希望に合わせた支援を継続した結果、外出や進学など、社会的自立に向けた支援につながった。 ③「不登校を考える保護者の集い」は、保護者同士の情報交換や交流のきっかけとなった。参加人数は少ないが、参加者アンケートから、保護者が保護者同士の情報交換や交流の場を求めていることを確認した。
今後の取組の方向性	① スクールソーシャルワーカーへの支援依頼は、今後も増加していくことが見込まれる。学校や地域の関係機関との連携を引き続き推進する。 ② 別室登校や登校渋りがみられる段階からの校内支援を充実させるため、「家庭と子どもの支援員(常駐型)」の配置を拡充し、学校内での居場所づくりに努める。また、そこを利用する児童生徒の社会的自立や学びの支援につながるように、活動における課題抽出と対応策を検討し、校内の支援体制を強化する。 「むさしのクレスコーレ」や「チャレンジルーム」の相談機能の強化を図るとともに、学校や関係機関との連携を推進する。 ③「不登校を考える保護者の集い」については、保護者の不安や関心に応える内容や実施方法について検討を重ね、継続して開催する。 開催にあたっては、保護者に広く周知するとともに、保護者同士の交流の場づくりにつなげる。

新	事業 12	「学びをえらぶ・はじめる」の支援及び「学びをひろげる・つなげる」の支援	基本方針No.7
			生涯学習スポーツ課
計画名		第二期生涯学習計画	
計画の重点事業		「学びをえらぶ・はじめる」の支援、「学びをひろげる・つなげる」の支援	
施策の趣旨・概要		「学びをえらぶ・はじめる」の支援として、市公式LINEによる更なる情報提供を充実させる。 土曜学校の今後の在り方について、専門家を含めた検討を行う。	
令和3年度までの取組状況		講座や事業の周知・案内のため「大人のための生涯学習ガイド」「小・中学生の講座まるごとナビ」を作成し、パンフレットとして市公共施設での配布及びPDFの市HPへの掲載を行っている。大人ガイドでは、利用者が講座等を探しやすくするため開催地域別、分野別の掲載方式とした。 学校週5日制に伴い土曜学校事業(平成13年度試行、14年度本格実施)を開始してから20年の間に、子どもたちの土曜日の過ごし方が定着したことにより、今後の土曜学校事業の在り方について、教育部内で方向性を検討した(体験型学習の継続、「好き」を極められる講座、土曜と合わせて日曜・長期休業期間の開催など)。	
令和4年度の課題		① 市公式ホームページや市公式LINEからでは、受講したい講座や教室が見つけにくい状況を改善する必要がある。 ② 外部専門家の知見から、今後について意見をいただく必要がある。	

設 定 目 標	① 生涯学習スポーツ課所管事業(生涯学習係、スポーツ推進係、(公財)武蔵野文化生涯学習事業団)を中心に、市公式LINEのチャットボット機能を活用し、「学びたいこと」「対象」「開催地域」「実施形態(対面/WEB)」「費用」等を選択することにより、「情報を求める市民」が24時間「欲しい情報」を入手できるようにする。 ② 外部専門家との議論の場を設け、今後の在り方を決定する。
実 績	① 市公式LINEのチャットボット機能で、「大人」「子ども・青少年対象」「親子・子育て中の方」から主な講座・イベントの情報検索をできるようにした。 ② 「土曜学校の在り方有識者検討会議」を令和4年9月27日(火)に実施し、学校教育の学びが変わってきている現在、武蔵野市の現状を踏まえた生涯学習の学びの在り方、講座のラインナップ・バランス、中学生へのアプローチ等について有識者3名の方の意見を伺い、土曜学校の今後の在り方の方向性を明確にした。
評 価	① 新たに、市公式LINEのチャットボット機能で主な事業等の検索が可能となり、講座の参加者からも、事業の検索がしやすくなったとの評価を得た。 ② 新たな土曜学校「国語の創作領域」の連続講座の開発を、武蔵野プレイス((公財)武蔵野文化生涯学習事業団)と開始した。 ③ 卒業生の活躍を動画で紹介し、小・中学生に土曜学校のその後の展開、学び続けるヒントを伝えるきっかけづくりができた。また、中学生へのアプローチについては、事業に参加する側から運営に携わる側への参加できる体制について、研究を行っている。
今 後 の 取 組 の 方 向 性	① 市公式LINEのチャットボット機能の検索機能をより充実させ、また、LINEでの事業や受講者募集等の周知も継続して行う。 「小中学生の講座まるごとナビ」(子ども向け講座・イベント紹介パンフレット)について、施設配布・市HP掲載に加え、令和5年度から開始した学習者用コンピュータでの閲覧を継続する。 ② 令和5年度は単発の「国語の創作領域」の試行実施を行い、その実施結果の検証と他の土曜学校講座の見直しも図りつつ、令和6年度から上半期に連続講座(3～4回)の開催を目指す。 また、土曜学校の紹介動画の数を増やしていく。

新	事業 13	誰もがスポーツを楽しめる機会の創出	基本方針No.7
			生涯学習スポーツ課
計	画	名	第二期スポーツ推進計画
計 画 の 重 点 事 業		多様な主体が楽しむスポーツの推進、障害者がスポーツに親しめる機会の創出、多様なスポーツの楽しみ方の創出	

施策の趣旨・概要	市民の誰もがスポーツを楽しむためには、一人ひとりの年代やライフスタイル等を踏まえ、その特性に応じた取組を提供する。
令和3年度までの取組状況	第六期長期計画に基づき、武蔵野市におけるスポーツに関する事業を体系化し、総合的に推進することを目的とし、第二期スポーツ推進計画を策定した。平成23年のスポーツ基本法の制定を受け、スポーツを「振興」するから「推進」していく方向性に変更されたため、計画の名称を市民の自発的、主体的な活動に対して支援する「推進」計画と変更した。
令和4年度の課題	① 一人ひとりの年代やライフスタイルに応じた取組が必要である。 ② 障害者は様々な制約によってスポーツに取り組むことが困難な傾向にあるため、安心して身体を動かし、継続的にスポーツやレクリエーションを実施できる場が必要である。 ③ 東京2020オリパラ等に向けて実施してきた様々なスポーツイベントの経験をレガシーとして活かしていくことが必要である。
設定目標	① 子育て世代・働き盛り世代・親子などターゲットを明確にした事業を実施する。 ② 障害者が身体を動かす楽しさを身近な場所で体感できるよう、障害者が通いやすい施設等へのアウトリーチについて検討する。 ③ Sports for Allなどの事業によりトップアスリートとの交流の機会や、チーム・仲間と参加できるイベントを提供する。
実績	① 市民の多様なニーズに対応するためスポーツ教室を大人向け、親子向け、小学生向け、幼児向け、障害者向け等で世代等別に設定し実施した。 ② 障害者と介護者、障害者施設の引率者等が、一緒に参加し、様々なスポーツを体験できる事業「障がい者のためのスポーツ広場」を月2回程度総合体育館にて実施した。 ③ Sports for All事業ではパラリンピック日本代表選手、現役日本代表選手をゲストに迎え、カヌーと水球競技を実施した。
評価	① 参加者のターゲットを世代等で明確に設定したためスポーツ教室等事業に参加する市民のニーズがつかめ、新しいプログラム等の設定に繋げることができた。 ② 令和5年度のアウトリーチ事業の実施に繋げることができた。 ③ 市民に応援・観戦するスポーツの推進、多様なスポーツの楽しみ方を創出し武蔵野市の特性を生かしたスポーツ文化の醸成が図れた。
今後の取組の方向性	①②③ 国際スポーツ大会のレガシーを生かし、子ども、子育て世代・働き世代、高齢者、女性など、性別、年齢、障害の有無に関わらず、市民の誰もがスポーツを楽しみ豊かな生活を送り続けられるための取組を進める。さらに、アーバンスポーツ ¹³ やデジタルを活用したスポーツなどの新

¹³ アーバンスポーツ 広い場所を必要としない、個人が気軽に始められるなどの理由により、都市住民が参加しやすい都市型スポーツのことで、スケートボード・スポーツクライミング・パークール・インラインスケートなどを指す。

	たなスポーツとの出会いの創出や、トップアスリートとの交流など、これまでに以上のスポーツの楽しみ方を提供する。
--	--

新	事業 14	体育施設の改修・修繕	基本方針No.7
			生涯学習スポーツ課
計 画 名	第二期スポーツ推進計画		
計 画 の 重 点 事 業	スポーツ施設の整備		
施策の趣旨・概要	第二期武蔵野市スポーツ推進計画において示された、プールの今後の在り方の方向性について、第六期長期計画・調整計画で更に議論を深める。 市民スポーツの拠点である総合体育館は長寿命化を目的として全市的な市民施設として、また、地域に根付いた健康維持・増進のための施設として利用できるよう、工事に向けて検討を進める。		
令和3年度までの取組状況	第二期スポーツ推進計画を策定し、市立体育施設の類型別施設整備計画を第4章に位置づけた。 また、計画で示した市営プールの今後の整備方針について、第六期長期計画・調整計画における更なる議論に繋げた。		
令和4年度の課題	① プールの今後の在り方について、令和3年度に第二期武蔵野市スポーツ推進計画で示された方向性について、第六期長期計画・調整計画で議論を深めるため、市民、利用者、関係団体などから意見を聴取する必要がある。 ② 総合体育館大規模改修工事について、基本計画案を策定する必要がある。		
設 定 目 標	① 第六期長期計画・調整計画で議論いただくため市民、利用者、関係団体などからアンケート調査等を行い、第六期長期計画・調整計画策定委員会へ資料として提出する。 ② 総合体育館大規模改修工事基本計画案を作成する。		
実 績	① 市民アンケート調査、(市内在住16歳以上無作為抽出2,000名、郵送、返送及びインターネット回答)、利用者ヒアリング調査(利用者80名、対面形式)、利用団体ヒアリング調査(利用団体9団体、対面及び電話)、ワークショップ(3駅圏)を実施した。調査結果は、第二期スポーツ推進計画で示された案を、市民アンケート調査では6割弱、利用者ヒアリング調査では7割弱の市民が支持し、利用団体ヒアリング調査では9団体中4団体が支持した。ワークショップについても多くの意見をいただいた。 ② 関係各課及び関係団体等と工事内容の精査及び調整を協議するとともに公共施設整備連絡調整会議を開催し、令和5年度に総合体育館大規模改修基本計画策定を行うこととした。		
評 価	① 市営プールの整備については、第二期スポーツ推進計画に示された方向性を踏まえ、今後の整備方針確定に向けた検討のため、第六期長期		

	計画・調整計画での議論に繋げることができた。 ② 総合体育館の長寿命化を図るため、保全と機能改善等の大規模改修に向けて、工事内容の精査及び調整を踏まえて基本計画を策定する準備が整い効率的な計画策定につなげた。
今後の取組の方向性	① 市営プールの整備について、第六期長期計画・調整計画での議論を経て、課題を解消し、さらなる市民のスポーツ推進を図るため、今後の整備方針確定に向けた検討を行う。 ② 総合体育館の長寿命化と機能改善を図るための大規模改修工事に向け、基本計画を策定する。

	事業 15	歴史公文書の利活用の推進	基本方針No.8 生涯学習スポーツ課
計 画 名	第二期生涯学習計画、武蔵野ふるさと歴史館第2期管理運営基本方針		
計 画 の 重 点 事 業	—		
施策の趣旨・概要	歴史公文書は、民主主義における人々の自由と権利の象徴であり、過去を未来へと繋ぐことができる市民の貴重な財産であるため、広く歴史公文書を収集、保存し、更に公開、活用する。		
令和3年度までの取組状況	歴史公文書の認知向上を図るため、公文書専門員による歴史館大学、コミュニティセンター等の地域での学習会を開催した。また、歴史公文書を展示する企画展示の、インターネット配信に取り組んだ。 歴史公文書目録に含まれる個人情報の確認を、デジタル目録公開に向けて行うとともに、昭和戦前期簿冊の修復、劣化の著しい文書のデジタル撮影を行った。令和元年から、ボランティアと協力して歴史公文書の目次を作成する体制を整備してきた。		
令和4年度の課題	① 歴史研究者だけでなく、広く市民に向けて歴史公文書、中島飛行機関連資料の存在を周知すると共に、歴史公文書等の利活用及び武蔵野の歴史を知る機会を数多く提供する必要がある。 ② 歴史公文書の目録閲覧が可能な文化財・歴史公文書管理システムを4月からクラウド化し、インターネット検索が可能となる。これに合わせて、ウェブ上で公開できるコンテンツを作成する必要がある。		
設 定 目 標	① 初の試みとなる国立公文書館との連携企画展示、関東大震災100年の特集展示等で、歴史公文書等を利活用した展示を歴史館、コミュニティセンター等でも行う。 ② 武蔵野村議会資料等の階層化を、歴史館大学を受講するボランティアと共に行い、インターネットで閲覧できるように整備する。		

実 績	① 学校教育連携展示企画展「武蔵野のくらし」を、国立公文書館と共催により開催し、第5回特集展示「震災と歴史公文書」、戦争資料展示「戦争と武蔵野Ⅷ」など、歴史文書等を利活用した展示を行った。コミュニティセンターの展示では吉祥寺南町コミュニティセンターなど、4つのコミュニティセンターにパネル等を貸与し、年間を通じて各コミュニティセンター4回の展示替えを行った。 ② 明治期村会(議会)の件名目録1,000件超を歴史館大学受講するボランティアと共に作成し、完成に至った。
評 価	① 全ての展示で図録を作成し、市民への資料の提供という意味でも公文書館機能が活かされた。国立公文書館と基礎自治体の連携は国内2例目で、また初等教育プログラムとの連携は他に例が無く、先駆的な取組となった。各コミュニティセンターの展示では、地域との連携により、より身近な場所で武蔵野の歴史を知る機会を提供することができた。 ② インターネット公開に向けた環境の整備を図ると共に、目録作成に従事したボランティアにとって、歴史公文書に対する愛着と興味を深める生涯学習プログラムの一環ともなった。
今 後 の 取 組 の 方 向 性	①② 武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館第3期管理運営基本方針の重点施策「教育普及事業を下支えする各種事業とりわけ調査研究・資料整理等の推進」、「開館10周年に向けたリニューアル(令和6年)」を推進する。また、法・条例が謳う歴史公文書の「利用の促進」の一つとして展示機能を強化するとともに、歴史公文書の管理や利活用においても市民と協働できる分野を見だし、主体的な学びをサポートする。

事業 16	文化財の指定、整備と周知、広報	基本方針No.8
		生涯学習スポーツ課
計 画 名	第二期生涯学習計画、武蔵野ふるさと歴史館第2期管理運営基本方針	
計画の重点事業	—	
施策の趣旨・概要	文化財指定等による文化財保護普及を行い、中島飛行機関連事業として米国国立公文書館で収集し、翻訳された英文資料等に基づき、専門的研究・分析等を行う。博学連携事業については、市内小中学校にとどまらず、様々な機関と連携を図っていく。	
令和3年度までの取組状況	旧赤星鉄馬邸の国登録文化財の登録、平野家文書の市文化財指定に向けた調査・研究に取り組み、平野家文書については、令和4年2月に文化財保護委員会へ諮問、旧赤星鉄馬邸は同年2月に国へ登録申請をした。また、文化財保護法改正に伴い、文化財保護条例改正を行い、市登録文化財制度を新設した。	
令和4年度の課題	① 市の文化財の指定、国の登録文化財への登録などを、継続的に行う。新たに登録文化財の登録を目指す。	

	② クラウド化される文化財・歴史公文書システムで文化財資料を公開するため、専門家だけでなく多くの方に閲覧いただけるように整備する必要がある。また、指定・登録に留まらず、文化財の利活用の促進により、文化財の保護普及を行う必要がある。
設 定 目 標	① 旧赤星邸の国登録文化財登録、平野家文書の市文化財指定に取り組む。市登録文化財の登録に向け、調査・研究を行う。 ② 歴史公文書・文化財システムで閲覧できる資料の中から代表的なものを選定し、詳しい検索への道標となる画面を制作し、考古資料約9千点、民俗資料約1万7千点の公開を行う。 平野家文書の市文化財指定に合わせ、研究の成果を示す特集展示を開催し、学芸員が学校等での出張授業を行うなどの学校連携により文化財の普及を行う。研究者への情報発信として「歴史館だより」を発行する。
実 績	① 令和4年6月に平野家文書を武蔵野市指定文化財に指定し、同年10月には旧赤星鉄馬邸が国登録有形文化財(建造物)に登録された。また、市登録文化財制度の具体的な登録対象の選定について、検討を行った。 ② 歴史公文書・文化財システムの文化財資料をクラウド化し、令和4年4月に公開した。平野家文書の市指定文化財の指定に伴い、特集展示、関連講演会を開催した。フリースクール生徒へ中島飛行機と武蔵野市についての講義、出張授業として、桜野小学校「日本文化クラブ」へ縄文人についての講義を行った。事業内容や研究活動を広く知っていただくため、令和4年11月に『武蔵野ふるさと歴史館だより』第10号を発刊した。
評 価	①② 平野家文書は、令和元年の再発見からの市指定文化財の指定を約3年という短期間で行い、旧赤星鉄馬邸については、令和4年度中に国登録有形文化財(建造物)に登録されるという目標を達成できた。平野家文書は指定に伴う特集展示、関連講演会により、改めて市民への周知が図られ、旧赤星鉄馬邸は現在、資産活用課にて有識者会議を設置し、利活用について検討を行っている。 ② 歴史公文書・文化財システムのクラウド化によるインターネット公開により、市民が公文書・文化財の情報にアクセスしやすい環境を整備した。また、出張講座等による学校教育との連携事業により、地域の歴史などに対する関心を高める機会となった。
今 後 の 取 組 の 方 向 性	①② 武蔵野ふるさと歴史館第3期管理運営基本方針の重点施策「登録文化財制度(令和4年創設)の運用」を推進する。また、文化財の登録を記念した特集展示を開催し、登録文化財の周知、活用を図る。 文書資料のデータ整備、状態の悪い資料の修復を行うとともに、文書資料のデジタル化を進める。フェイスブック・ツイッター、Instagram等 SNSでの告知をより密に行っていく。

	事業 17	市立図書館を支える人材の育成	基本方針No.9
			図書館
計 画 名	第2期図書館基本計画、第2次子ども読書活動推進計画		
計 画 の 重 点 事 業	専門人材の育成・強化、子どもの読書活動に関わる人材の育成・支援体制強化		
施 策 の 趣 旨 ・ 概 要	これからの図書館を支える図書館員には、図書館サービスに関する知識と実務経験を有するのみならず、図書館を含む市政全体の様々な視点を持ちながら、計画策定と進行管理、人事・予算・施設のマネジメント、指定管理者制度等の適切な運用を行う市職員としての知識と実務経験も重要となる。 市の人材育成基本方針を基盤としながら、図書館人材の育成を計画的に実施する。		
令 和 3 年 度 ま で の 取 組 状 況	令和3年3月に策定した武蔵野市立図書館人材育成計画に基づき、(公財)武蔵野生涯学習振興事業団(現:武蔵野文化生涯学習事業団)から中央図書館への派遣職員受け入れを行ったほか、図書館を支える中核人材育成のために、司書養成プログラム受講や図書館を軸とした中長期的な人事配置について、関係課と調整を行った。		
令 和 4 年 度 の 課 題	① 中長期的な視点に立ち計画的に、今後の図書館行政を支える市職員を、育成する必要がある。 ② 3つの市立図書館は、市職員及び(公財)武蔵野文化生涯学習事業団職員により支えられており、市立図書館全体を捉えた人材育成の視点も必要である。 ③ 図書館員には、蔵書に関する知識や選書能力、レファレンス能力などの専門知識と実務経験が求められ、職位や経験年数に応じた専門研修や司書養成が必要である。		
設 定 目 標	① 図書館を支える中核人材育成のために、司書養成プログラム受講や図書館を軸とした中長期的な人事配置について、検討調整を行う。 ② (公財)武蔵野文化生涯学習事業団との相互派遣研修を継続実施する。 ③ 図書館に関する専門知識・技能を修得するための専門研修を、中央図書館において企画運営するとともに、外部機関が企画運営する専門研修への参加を計画的に進める。		
実 績	① 司書養成プログラム受講について、令和5年度実施に向け中長期的な人事配置について人事課との検討調整を行い、結果として令和5年度司書養成プログラム受講実施につながった。 ② 令和4年4月より市から(公財)武蔵野文化生涯学習事業団へ新たに職員が派遣され、相互派遣研修が開始された。事業団から市への第3期派遣研修について、人事課及び事業団との調整を行ったうえで、令和4年10月より開始した。		

		③ 令和4年度研修計画を作成し、各研修実施・参加に向けた講師調整、参加者調整を行った。研修計画に基づき館内職員により企画実施するレファレンス専門研修、武蔵野ふるさと歴史館職員を講師に招いての郷土資料に関する研修などの内部研修に加え、外部研修として大学機関が主催する郷土資料に関する講演会、都立図書館が主催するレファレンス研修、多摩地域公立図書館が協力して開催した「DXと図書館」、「北欧の公共図書館」への参加など、図書館員のスキルアップに取り組んだ。
評	価	① 図書館を支える中核人材育成として、図書館職員の専門性向上のため、司書養成プログラム受講について検討調整を行った結果、令和5年度の実施が可能となった。図書館基本計画に規定する「図書館の力を高める」取り組みとして、今後も継続的に司書養成プログラム受講が可能となるよう取り組んでいく。 ② 武蔵野市立図書館人材育成計画に基づき行っている市と事業団との相互派遣研修について、調整の結果、引き続き実施することができた。今後も様々な経験を積む観点から、相互派遣研修を継続して実施していく。 ③ 令和4年度研修計画に基づき、図書館職員の専門性向上のための内部研修の実施、外部研修の派遣を行うことができた。内部研修においては館内職員により実施するもののほか、武蔵野ふるさと歴史館など庁内関係課との連携により実施することができたものもあった。外部研修においては、大学機関が主催する研修、都立図書館ほか公立図書館が実施する研修に参加するなど、多様な研修の機会を捉えることができたと考える。研修計画に基づき、今後も積極的に職員研修を進めていく。
今 後 の 取 組 の 方 向 性		①②③ 今後も武蔵野市立図書館人材育成計画に基づき、計画的に研修を実施するなど人材育成を図っていくほか、様々な事例に直接触れることも非常に有用であることから、コロナ禍を脱して開催され始めている実地で行われる外部研修についても、積極的に参加していく。

	事業 18	子どもたちの読書活動の推進	基本方針No.9
			図書館
計 画 名		第2期図書館基本計画、第2次子ども読書活動推進計画	
計 画 の 重 点 事 業		すべての人への適切な読書環境の提供と読書支援の実施、すべての子どもの発達段階に応じた読書活動支援、市立図書館と学校、関係機関の連携による推進	
施策の趣旨・概要		令和3年3月に策定された第2次武蔵野市子ども読書活動推進計画に基づき、図書館を中心に、家庭、地域、学校、関係機関が連携して、本市における子どもの読書環境を整備し、充実を図る。	

令和3年度までの 取組状況	第2次武蔵野市子ども読書活動推進計画に基づき、活動に関わる各主体が相互に情報共有し、連携するため、関係機関による連携会議を設置し定期的に開催するとともに、子ども読書活動推進計画に基づく事業を推進した。
令和4年度の課題	① 子ども読書活動推進には、活動に関わる多くの主体が相互に情報共有し、連携することが重要であり、その推進が必要である。 ② 乳幼児期には、本を媒介に子どもとのコミュニケーションが深められるような取組が、その後の成長においては、知的興味に応じ幅広く多様な読書ができることに応える取組が重要であり、すべての子どもの発達段階に応じた読書活動支援が必要である。
設定目標	① 保育園・幼稚園・こども園等関係機関職員向けの講演会や研修会等や関係機関との連携事業を企画実施する。 ② 保護者向け読み聞かせ講座やおはなし会・ブックスタートに携わるボランティア育成の仕組み検討、学校連携を通じた小中学生への読書活動支援、青少年をターゲットにしたワークショップやICT活用など、新規拡充事業を実施する。
実績	① 保育園・幼稚園・こども園等関係機関が参加する子ども読書活動推進連携会議を令和4年度中に2回開催した。連携会議においては各機関の子ども読書活動の状況についての情報共有や関係機関職員向け講座の実施についての意見交換を行い、令和4年11月には子ども関連施設の職員を対象とした、「読み聞かせ講座」を実施した。 ① 関係機関との連携として、0123はらっぱの協力を得て、令和4年7月より同施設内に図書返却ポストを試行設置し、令和5年度には当該ポストの図書配送について予算化した。同施設での試行を皮切りに、他の子育て支援施設での返却ポスト試行設置を、令和7年度までの3か年実施することとした。 ② 中学高校生世代を対象に、図書館バックヤード体験やPOPづくり、本の装備・修理体験ができる「司書体験ワークショップ」を中央図書館にて令和4年8月の夏休み期間中に実施した。また、0123はらっぱの連携協力を得て、令和4年9～10月に計4回、吉祥寺図書館員が0123はらっぱで出張おはなし会を実施した。その他、ティーンズ世代を対象に創作の楽しみや自己表現の方法を学ぶ機会とするワークショップ「コマ撮りアニメをつくろう！」など新たな企画も実施した。
評価	① 関係機関が参加する子ども読書活動推進連携会議を定期的に開催し情報共有を図った。連携会議においては各機関における具体的な子ども読書活動の状況及び課題、図書館への要望等についての情報交換を行うことができたほか、連携会議で出された意見を参考として、子ども関連施設職員を対象とした「読み聞かせ講座」の実施につなげることができた。講座においては絵本の選び方をはじめ、実際の読み方のほか手遊びや

	間の埋め方など、実施に関するスキルの向上にもつながると、参加者から大変好評を得た。 ② 多様な世代を対象とした企画を3館で実施し、令和4年8月に中央図書館で開催した主に中学生をターゲットとした「司書体験ワークショップ」については、各日3名募集のところすべての日程で満員となる参加があり、図書館への関心の向上等につながったと考える。
今 後 の 取 組 の 方 向 性	① 関係機関が参加する子ども読書活動推進連携会議を定期的開催し、情報共有を行うなど密接な連携を深めていく。 ② 今後も多様な世代に対し、興味や知的好奇心を喚起する企画を検討し図書館利用につなげるほか、子どもの読書活動の促進を図っていく。青少年に対しては、訴求力の強い企画の検討を進める。事業の広報にあたってはSNSの活用等工夫を図っていく。

■新型コロナウイルス感染症への対応

感染症が発生した令和2年以降、子ども達は様々な制限があるなかで学校生活を過ごしてきた。

令和4年 11 月 29 日に文部科学省から事務連絡『『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更等について』が発出されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン(武蔵野市立小・中学校)」を一部改訂し、「基本的な感染防止対策としてマスクの正しい着用は重要でありつつも、人との距離(2m以上目安)が確保できる場合は、着用の必要はないこと」、「喫食中、密集の回避、机を向かい合わせにはしないなどの配置の工夫、換気の確保を行った上での、大声を控えた会話は差し支えない」ことを示し、長らく黙食を続けてきた市立小中学校の学校給食について、黙食指導に関する規定を緩和した。

また、令和2年以降、中止や縮小等を余儀なくされたセカンドスクールや移動教室、修学旅行については、感染防止対策を十分に講じたうえで、予定していた日程通りに実施することができた。

長引く感染症の影響は、学校や家庭における生活環境の変化や、人と人との距離のとり方の変化などを引き起こし、子ども達の身体的な健康の心配のみならず、心の不調やストレスに対する懸念も大きい。今後、感染症が落ち着いていく場合においても、引き続き、学校を含めた周囲の大人が子ども達の様子を見守り、きめ細かな対応を行っていく必要がある。

(出展:「令和4年版新型コロナウイルス感染症に対する武蔵野市の対応報告書」)

5 点検・評価に関する有識者からの意見

文教大学人間科学部准教授 青山鉄兵

【教育企画課担当事業】

児童・生徒が増加状況にある中で、学校施設の整備及び改築が計画的かつ着実に進められていると考えられる。近年では、地震以外にも様々な都市型の災害が増えており、今後も学校施設に関わるリスクを着実に把握し、それに対応した学校施設の整備を進めていくことが重要であろう。また、児童生徒数については、中長期的な人口動態の予測に基づき、長いスパンでの整備計画を意識しながら学校施設の整備等を推進していくことが求められる。

【指導課担当事業】

近年の国レベルでの教育政策の動向にも高い水準で対応しながら、武蔵野市独自の教育実践を展開できている点で、高い評価をできる項目が多いと考えられる。特に事業3において、子どもの権利条例の制定に向けた動きの中に、子ども自身の声を反映させるプロセスが重視されていた点や、調査研究協力校において自己肯定感等に関する調査研究を行い、その結果を用いた振り返り等が計画されている点など、各事業が丁寧なプロセスを経て進められていることなどは有意義であると考えられる。また、地域と学校の連携・協働に基づく学校運営についても、事業5における「学校司書（旧学校図書館サポーター）」の設置や、事業8における「学校・家庭・地域の協働体制検討委員会」での議論、地域コーディネーターの働きなど、これまで全国の自治体に先駆けて武蔵野市が取り組んできた実践をさらに発展させていこうとするものであり、とても重要な取組であると考えられる。

なお、これらの重点項目の中には、例えば人権教育と武蔵野市民科とデジタル・シティズンシップなど、多くの項目の中で相互に関連する要素が多い項目が散見される。個別の事業を着実に推進するとともに、事業間の横のつながりや相乗効果を意識した事業の推進ができると有意義であると考えられる。

また、事業9の学校における働き方改革の推進においては、着実に長時間労働の削減が進んでいる点は評価できる一方で、まだ改善の余地が見られることから、今後も引き続き、この課題に取り組んでいくことが重要であると言える。

【教育支援課担当事業】

特別支援教育および不登校児童生徒への支援の双方において、支援体制が確実に強化・拡充されてきていることは高く評価できる点である。近年では、こども家庭庁の設置など、教育行政以外の面からも多様なニーズに対応したり、居場所を提供したりといった動きが進められている。今後は、取組の方向性にも示されている通り、より一層多様な機関・団体のネットワークを強化し、切れ目のない支援体制を構築していくことが重要になると考えられる。

【生涯スポーツ課担当事業】

生涯学習分野においては、学習に関する情報をどのように広報するかとともに、市民の学

習につなげていくかが重要であり、市民にとって最も身近なメディアの1つであるLINEを活用した情報提供システムは、学習情報の有効な広報手段であると言える。こうした取組は高く評価できるものであり、今後もより一層の充実が望まれる事項と言える。また、単に学ぶだけでなく、ともに学んだり活動する仲間をつくるといった、サークル活動等の組織化・活性化の支援についても、こうした事業と連動して推進できるとより有意義なと考えられる。さらに、学んだことをもとにボランティア活動をするといった、生涯学習の成果を地域に還元しやすくなるような仕組みについても合わせて充実させていくことが望ましい。

一人ひとりのライフスタイルに応じたスポーツの振興や、その基盤となる体育施設の改修・修繕についても充実した事業展開や、施設整備の着実な実施が行われている。ここでも、前述の生涯学習の分野と同様、ともに活動する仲間を作るための支援など、スポーツを楽しむための土台となる人間関係にも目配りしながら、事業を推進していくことが求められよう。歴史公文書の利活用や文化財の整備等についても、デジタル技術を活用した取組が多く見られ、先駆的で高い水準の事業が実施されていると考えられる。

【図書館担当事業】

市立図書館における人材の育成や子どもたちの読書活動の充実についても、設定された事業の目標に向けて着実な取組が見られる。

図書館人材の専門性については、近年の「地域づくりの拠点」や「ラーニングコモンズ」としての図書館機能に注目するのであれば、社会教育士資格の取得など、図書館以外の分野における専門性にも注目し、人材育成や人事交流をしていく必要があると考えられる。

また、読書活動の推進については、近年の青少年の「読書離れ」を踏まえると、乳幼児期だけでなく、中高生世代に向けた取組も実施されていることはとても重要であると考えられる。今後は、紙媒体だけでなく、読書メディアそのものがより一層多様化していくことが予想されるため、こうしたメディアの多様化への対応も今後の課題になると考えられる。

令和4年度の各課重点事業の点検・評価においては昨今の教育界における様々な課題に対して適切に取り組み、さらに武蔵野市独自の先進的取組を積極的に取り入れていることを感じた。各担当課は現在想定される状況や課題をあらかじめ検討し、教育に対して最善の方法を模索されていることが質疑から確認できた。今後もこれまで同様先進的に事業展開されることを期待する。

1. 事業1～2教育企画課

（事業1）小学校35人学級導入に対応した教育環境の整備を行うことでこれからの教育に対応できる環境を整備できている。バスケットゴール耐震化工事、配管の改修工事の実施は災害や老朽化による事故を未然に防ぐという観点から望ましい。さらに昨今、学校事故として取り上げられている校庭におけるサッカーゴール転倒等、学校の用具・器具の点検についても各学校で行われているということである。

（事業2）第一中学校、第五中学校の改築では、計画的に順調に進められている。これらの学校改築は今後の学校改築の一つのモデルとなる。学びの多様化を見据えた構造であるとともに地域との連携や災害時の利用等を考慮した次世代モデルといえる。

第五小学校、井之頭小学校改築にあたっても同様に先駆的なコンセプトのもと進められるような様々な視点から検討していただきたい。

2. 事業3～9指導課

（事業3）いじめ防止に向けた取組については、「武蔵野市いじめ防止基本方針」ポスターを活用し、いじめの未然防止に努めている。さらに各学級で話し合い活動を通して、いじめに関する理解を深める活動が行われていることが確認された。いじめは事後よりも未然防止が重要であり、その点武蔵野市では未然防止を重視していることは重要である。

（事業4）武蔵野市民科は市民性教育の柱となる取組である。本格実施から3年目ということであるが、様々な取組内容がある総合的な学習の時間の一つのモデルとなる。今後とも教材開発、研究開発、カリキュラム検討等今後も推進し武蔵野市の教育の特色としてほしい。

（事業5）学校図書館に関して、学校図書館サポーターの名称を学校司書に変更し、役割を確認し支援や環境整備を充実させている。

（事業6）学習者用コンピュータを一人1台整備したことは評価できる。ICT推進リーダー連絡会を7回、学習者用コンピュータ検討委員会を6回開いているということであり、情報交換が行われていることが確認できた。

（事業7）「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業力の向上については、令和3年までに若手教員や臨時的任用教員に対しても延べ152回の訪問研修を実施したことはスムーズに実現するための手立てとして評価できる。さらに武蔵野市独自の метод論を作り上げると具体的かつ武蔵野市の教育というブランド力が増すと考えられる。

（事業8）学校・家庭・地域の連携・協働するために地域コーディネーター連絡会を実施したことは武蔵野市独自の取組であり、今後も継続してほしい。

（事業9）教員の業務に関して全体的な削減は進んでいる。しかし、まだまだ改善の余地があり、今後もさらなる検討と対応が必要である。また、「働き方改革」の一つとして「部活動」の担当の在り方が質疑された。その一つとして外部指導員による対応が今後の方向性であることが示された。一方で教員による指導の有効性や合同部活動など様々な方法を検討することも含めて地域に移行することが大切である。

3. 事業10～11教育支援課

（事業10）「特別支援教育」に関しては、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、個別指導、共同学習、交流などが行われている。オンラインによる就学相談の受付や動画による情報発信はこれからの教育にかかせない方法の一つとしてすでに実践されており、今後もICTを活用することが望まれる。

（事業11）「不登校児童生徒への支援」では、むさしのクレスコーレの職員体制の充実が図られている。また、スクールソーシャルワーカーへの派遣依頼も増加し、今後も増加傾向が予測されるためその充実には備える必要がある。

4. 事業12～16生涯学習スポーツ課

（事業12）「学びをえらぶ・はじめる・ひろげる・つなげる」の支援は、これからの持続可能社会にとって、重要である。学校だけの学びではなく、生涯にわたり学び続けるためにもこれらの支援は重要性を増してくる。土曜学校、サイエンスフェスタ、親子deサイエンスなど精力的に学校外での事業を推進されていることは評価できる。これらは学校への参加が困難な児童・生徒にとっても一つの受け皿となる。

（事業13）第2期スポーツ推進計画を策定ということで策定委員会において8回議論を重ね、市民のスポーツ推進に対して基本方針を設定したことは評価できる。今後、部活動との関係も検討されるとよいのではないかなと思う。

（事業14）プールの今後の在り方についてはコスト面、安全面等さらなる検討が必要となるが市民の健康増進、スポーツ推進の観点からは積極的検討が望まれる。

5. 事業17～18図書館

（事業18）子どもたちの読書活動の推進に関して、乳幼児期より関係機関との連携事業を企画実施であったり、保護者向けの企画を実施であったりと丁寧な取組がなされている。

1 総評

令和4年度武蔵野市教育委員会の基本方針前文にあるように武蔵野市教育委員会は総合的な教育施策を展開するなかで、想定外の出来事が発生しようと、「子どもの最善の利益を第一に考える」という決意をもって臨んでいる。このことを基本方針に示していることが武蔵野市教育委員会の姿勢を端的に現わしている。

2 各課について

（教育企画課）

事業1「教室増・災害・老朽化への対応」の趣旨には「自然災害リスク等に外的要因に適切に対応し、良好な教育環境の確保」が示されている。年々、夏の気温が上昇し、運動体育が制限される状況が増加している。コロナ禍の影響もあり、水泳指導に支障をきたしたり、泳力が十分に身に付いていないなどの声も校長先生方から聞くこともある。中学校においては夏休みの部活動にも影響がでている状況がある。今後の気温上昇や自然災害の発生などは、子どもたちの運動体力の低下の問題とともに、学習指導要領が適切に実施できない憂慮される事態も想定される。教育企画課におかれては、このような課題に対応できるような学校施設整備を進めていただきたいと考える。可能であれば、「どのような状況下においても、子どもたちの運動体育を保障できる」という武蔵野ならではの取組をぜひ期待したい。事業2については、新校舎のコンセプト「校舎全体をゆるやかにつなぐ学びの空間整備」とする、校舎全体を「個別最適な学び・協働的な学びを促す空間」とする取組を継続されていることを評価するとともに、ぜひ改築懇談会などでこれからも広報していただきたい。

（指導課）

事業3について、指導課が「人権教育や多様性を認め合う教育といじめ防止の推進」を第一に掲げ、様々な施策を具体的に展開されていることを高く評価するものである。「多様性を認め尊重すること」については、2023年6月23日施行されたLGBT理解増進法第六条にある学校の役割「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努める」ことを踏まえて、「子どもたち誰もが自分らしく生きる」ために武蔵野市ならではの先進的な取組に期待している。

「子どもの権利に関する条例」の制定への取組については、「教育長と話そう！スクール・ミーティング」はとても良い取組である。子どもたちにとって、「自分の意見を話せた、聞いてもらえた」は自分への自信につながり「自尊感情を高める」につながる。このような自尊感情を高める取組を例えば、武蔵野市にある大学の教員を目指す学生たちをファシリテーターに「大学生とのミーティング」の開催を提案する。事業3の実績にもあるように、子どもの権利に関する条例制定の中で、「子どもの意見表明」が「よりよい社会、よりよく生きる自分のために『表明した意見を実現する力』」につながっていくことを期待している。

武蔵野市いじめ防止基本方針のポスターを活用し、全校でいじめ未然防止スローガンに取り組んでいることを評価したい。スローガンでは「否定的消極的な思考」ではなく、「積極的肯定的な思考」からいじめ防止を考える取組（例えば、みんな仲間、みんな親切、みんなにありがとう、一人の人に声をかけよう、などいじめという言葉を使わない取組）を進めていただきたい。また、この活動は「自分たちの集団で起きていることは自分たちが解決する。自分たちの集団は絶対にいじめをおこさない」と児童・生徒自身がよりよい社会を作る力を身に付けさせることにつながる大切な取組である。このことが生徒会組織の積極的な活動、例えば「武蔵野市中学校生徒会長サミット」などに発展することを期待している。

東京都教育委員会が平成20-24年度に研究開発した自尊感情測定尺度（東京都版）を教育委員会が施策として活用をすすめていることに敬意を表したい。都内では学校単位での活用はあるものの、このような教育委員会の施策としての取組は他に例がないのではないだろうか。地道にデータを用いて分析する取組が「自尊感情はより高い目標をもつと低くなるのではないか」などの知見を得ることにつながっている。では「自尊感情が低くなる高い目標とはなにか」など、一層の実践と子ども理解を進めていただきたい。また、個々のデータでは「私は誰の役にも立っていない」「私を頼りにしてくれる人はいない」「私は他の人と同じ価値のある人間ではない」と感じている子どもが必ず存在している。このような子どもたちを見逃さず、「自分はみんなの中にいいんだ、自分は価値ある存在なんだ」と感じる取組を学校で進めていただきたいと考える。

事業4「武蔵野市民科」は「武蔵野を愛し武蔵野に誇りをもつ」児童・生徒の育成のためにも大切な学習であり、「教員向け改訂版」も発行された今、小中学校で「5年間」の見通しをもった市民科のこれからの在り方を検討されたい。中学区で「協働、自立、社会参画」の何を資質能力として重点化し、子どもたちに身に付けるか、小中連携5年間の取組をお願いしたい。また、令和3年度から本格実施されている市民科なので、令和7年度を目途に、市民科で身に付けられた子どもたちの力は何かを明らかにされるとよいと考える。

事業6「学習者用コンピュータを活用した学びの推進」では、今度急速に進化するAIの活用について、武蔵野市ではどのようにしていくのかを先進的に進められるとよいと考える。

事業7「主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力向上」では、自尊感情測定尺度を活用し、授業における「内容で」「方法で」自尊感情を高めることにも取り組んでいただきたい。他市のA中学校二年生の自尊感情（2023年6月調査）を例にすると「A自己評価・自己受容2.64 B関係の中の自己3.27 C自己主張・自己決定3.05」と東京都教職員研修センターの調査同様にAが低く自分への自信がもてない生徒が多いことがわかる。しかし、Bが高いことを手掛かりにすると、「対話的な学習の積み重ねが自分への自信へつながっていく」と推測される。従って、授業の中で積極的に対話的な学習（ペアの話し合い、班の話し合い等）をダイヤモンド型や四人組の班編成で行い、「自分の考えに共感してもらえた、友達に教えてもらった、友達に教えた」という学習の中での自信をもたせることで主体的な学習ができる自分を創ることができると考える。いわば、「対話を通して主体

を身に付け深い学びにつなげる」ことを実践していただきたいと考える。

事業9 武蔵野独自の市講師配置や総合的な校務支援の効果を検証していただきたい。先生方の働き方改革の進捗が新規採用教員の増加になることを期待している。

（教育支援課）

事業10 「障がいのあるなしに関わらず」というインクルーシブ教育の理念が「交流共同学習支援員」という制度の中で一層の充実が図られていることが理解できる。特に中学校において、障害のあるなしに関わらず、希望する部活動への参加を保障するために交流共同支援員が大きな役割を果たしていることを評価したい。

事業11 むさしのクレスコースやチャレンジルームの進捗状況が理解できた。子どもたちの「居場所」を増やし、積極的行動的な支援を行っていることは高く評価する。「不登校」の解消が目的ではなく、「この先の子どもたち」を視点に、自分がつながれる社会（居場所）を指し示し一人ひとりの子どもの「将来への」生き方を尊重する教育支援課の考え方は先進的であると感じている。また、この子どもたちの様子は学校へ定期的に報告しているとのことだが、積極的に学校が関与（例えば、むさしのクレスコースやチャレンジルームの教員の見学）する取組を進めていただきたい。

（生涯学習スポーツ課）

事業12 学校に居場所のない子ども、自分への充実感がもてないでいる子どもの居場所がここにはある。そんな取組を進めていることを評価したい。それは単に部活動の代替ではなくさまざまな年齢層の方々と出会える貴重な機会でもあるからである。

そのうえで「小・中学生の講座まるごとナビ」はとても興味深い内容が盛り沢山であり、このような企画を展開している生涯学習スポーツ課を評価するとともに、ぜひ学校の先生方への積極的な周知をお願いしたい。

部活動を否定するものではないが、子どもたちが放課後は学習もスポーツも「地域へ 地域で」という考え方に変わっていくことが、これからさらに重要になっていくと感じている。

（図書館）

「司書体験ワークショップ」がさらに充実していることを評価する。すべての日程で満員になるのは、そういう他者貢献の機会を子どもたちは必要としているからである。さらなる充実を期待している。

6 資料

(1) 教育委員会名簿

令和4年4月1日～令和5年3月31日

役職名	氏 名	就任年月日	備考
教 育 長	たけ うち みち のり 竹 内 道 則	平成30年4月1日	
教 育 長 職務代理者	たか はし やまと 高 橋 和	令和2年11月1日	
委 員	わた なべ いち え 渡 邊 一 衛	平成27年4月1日	
委 員	し みず けん いち 清 水 健 一	平成30年4月1日	
委 員	い ぐち だい や 井 口 大 也	令和2年4月1日	

(2) 令和4年度教育委員会定例会における審議内容

会 議 別	開催 年月日	議案 番号	議 案 及 び 協 議 事 項 等	結果
第4回定例会	R4.4.6	10 11	武蔵野市教育委員会会議規則の一部を改正する規則 武蔵野市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則 協議事項 (1) 令和4年度教育委員会各課の主要事業について 報告事項 (1) 令和4年度武蔵野市教育委員会職員の人事異動にかかる専決処分について (2) 令和4年度武蔵野市立学校教職員の人事異動にかかる専決処分について (3) 武蔵野市社会教育委員の委嘱に係る専決処分について (4) 武蔵野市スポーツ推進委員の委嘱に係る専決処分について (5) 武蔵野市図書館協議会委員の委嘱に係る専決処分について (6) 武蔵野市教育委員会部課に関する規則の一部を改正する規則に係る専決処分について (7) 武蔵野市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令に係る専決処分について (8) 武蔵野市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令に係る専決処分について (9) 市立小学校及び中学校水泳指導補助員配置要綱の制定について (10) 武蔵野市就学援助費支給要綱の一部改正について (11) 特別支援教育就学奨励費補助事業実施要領の一部改正について (12) 武蔵野市通級判定委員会設置要綱の一部改正について (13) 武蔵野市図書館条例施行規則の一部改正にかかる専決処分について (14) 武蔵野市立図書館事務員等取扱要綱の一部改正について (15) 武蔵野市図書館運営委員会設置要綱及び武蔵野市図書館運営委員会選書部会設置要綱の廃止について (16) 第五小学校及び井之頭小学校改築基本計画・基本設計等業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について (17) 武蔵野地域自由大学称号記授与式について	可決 可決
第5回定例会	R4.5.11		請受第1号 住民投票条例案を巡る議論にかかる副教材の作成と社会科公民的分野などの授業における活用について 報告事項 (1) 武蔵野市立小学校教育管理職の人事について (2) 武蔵野市社会教育委員の委嘱の専決処分について (3) 武蔵野市社会教育関係団体バス借上料補助金交付要綱の一部改正について (4) 武蔵野市スポーツ推進委員選考に関する要綱の一部改正について	不採択

会 議 別	開催 年月日	議案 番号	議 案 及 び 協 議 事 項 等	結果
			(5) 武蔵野市立武蔵野総合体育館における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の一部改正について (6) 令和3年度学習者用コンピュータ活用事業のまとめについて (7) 令和4年度武蔵野市立学校児童・生徒数及び学級数（速報値） (8) 社会教育委員の会議「協議報告書（令和2～3年度）」について (9) 武蔵野ふるさと歴史館企画展「武蔵野の異界」について	
第6回定例会	R4. 6. 6	12 13	武蔵野市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則 武蔵野市文化財の指定について（平野家文書） 報告事項 (1) 教育部主要事業業務状況報告（4～5月）について (2) 関前南小学校校舎増築工事請負契約にかかる議案の提出について (3) 第一中学校校舎棟解体工事請負契約及び第五中学校校舎棟解体工事請負契約にかかる議案の提出について (4) 吉祥寺図書館保全改修等工事及び図書館サービス変更について	可決 可決
第7回定例会	R4. 7. 6		協議事項 (1) 令和4年度武蔵野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（令和3年度分）について（重点事業の点検・評価部分） 報告事項 (1) 武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校改築基本計画・基本設計等業務委託に関するプロポーザル選定結果について (2) 武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校改築懇談会の設置について (3) 企画展「武蔵野地域探究～歴史と環境から考える未来～」	
第8回定例会	R4. 8. 3	14	令和4年度武蔵野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（令和3年度分）について 報告事項 (1) 武蔵野市教育委員会職員の人事異動の専決処分について (2) 旧赤星鉄馬邸の国の登録有形文化財（建造物）登録について	可決
第9回定例会	R4. 9. 7		報告事項 (1) 教育部業務状況報告（6～8月）について (2) 令和4年第3回市議会定例会提出議案について (3) 令和5年度予算概算要求について (4) 武蔵野市学校・家庭・地域の協働体制検討委員会 中間まとめについて (5) 令和4年度全国学力・学習状況調査の結果について (6) 新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖等の基準の改訂について (7) 武蔵野地域五大学共同講演会について	
第10回定例会	R4. 10. 5	15	武蔵野市文化財保護委員の選任について 報告事項 (1) 武蔵野市教育委員会職員の人事異動の専決処分について (2) 令和4年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について (3) 企画展「江戸氏牛込氏文書～中世史研究のまなざし～」について	可決
第11回定例会	R4. 11. 2		報告事項 (1) 令和5年度予算概算要求査定結果（教育部）について (2) 令和4年度「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」（速報値）について (3) 武蔵野市給食食材費高騰対応臨時補助金交付要綱の制定について (4) プレイス・フェスタ2022の開催	
第12回定例会	R4. 12. 5		協議事項 (1) 武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例の改正について 報告事項 (1) 教育部業務状況報告（9～11月）について (2) 令和4年第4回市議会提出議案 一般会計補正予算について (3) 武蔵野市学齢児童・生徒に係る就学事務要綱の一部改正について (4) 武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校改築基本計画 中間報告について (5) 第16回むさしの教育フォーラムの開催報告について (6) 武蔵野市子どもの権利条例（仮称）素案（意見募集）について	
令和5年 第1回定例会	R5. 1. 5		協議事項 (1) 令和5年度武蔵野市教育委員会教育目標及び武蔵野市教育委員会の基本方針（案）について	

会 議 別	開催 年月日	議案 番号	議 案 及 び 協 議 事 項 等	結果
			報告事項 (1) 武蔵野市学校・家庭・地域の協働体制検討委員会報告書について (2) 中学校連合音楽会の中止について (3) いじめ防止基本方針に基づく具体的方策に関する報告について (4) 市営プールの整備に関する市民アンケート調査等報告書について (5) 武蔵野ふるさと歴史館学校連携展示「武蔵野のくらしーはこぶ・はかる・のこすー」について	
第2回定例会	R5.2.8	1	武蔵野市教育委員会教育目標及び令和5年度武蔵野市教育委員会の基本方針(案)について	可決
		2	武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例	可決
		3	武蔵野市立小・中学校管理職の人事について	可決
			報告事項 (1) 武蔵野市立小学校及び中学校学校図書館サポーター配置要綱の一部を改正する要綱 (2) いじめ防止基本方針に基づく具体的方策に関する報告について (3) 令和4年度成人式「未来をひらくはたちのつどい」開催報告について (4) 武蔵野市ロードレース2023の開催について (5) 令和4年度 第7回武蔵野市子ども図書館文芸賞受賞者について	
第3回定例会	R5.3.2	4	武蔵野市歴史公文書等の利用等に関する規則の一部を改正する規則	可決
		5	武蔵野市教育委員会防犯カメラの管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則	可決
		6	武蔵野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	可決
		7	武蔵野市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	可決
		8	武蔵野市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令	可決
		9	武蔵野市立学校職員出勤等記録整理規程の一部を改正する訓令	可決
		10	武蔵野市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令	可決
		11	武蔵野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令	可決
		12	武蔵野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程を廃止する訓令	可決
		13	武蔵野市立境南小学校及び第一中学校における開かれた学校づくり協議会に関する規則	可決
		14	武蔵野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	可決
			協議事項 (1) 武蔵野市教育委員会教育長の職務代理者の指名について	
			報告事項 (1) 武蔵野市立学校職員の海外旅行取扱基準の一部を改正する基準 (2) 武蔵野市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱の一部を改正する要綱 (3) 武蔵野市開かれた学校づくり協議会設置要綱の一部を改正する要綱 (4) 武蔵野市地域コーディネーター配置要綱の一部を改正する要綱 (5) 教育部業務状況報告について(12～2月) (6) 令和5年第1回市議会提出補正予算(案)について (7) 令和5年度教育費予算(案)について (8) 令和4年度武蔵野市教育委員会児童生徒表彰について (9) 武蔵野市立第五小学校・井之頭小学校改築基本計画(案)について (10) 武蔵野市立学校部活動の在り方に係るアンケート結果及び分析	

令和 5 年度 武蔵野市教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書
(令和 4 年度分)

発行年月	令和 5 年 8 月
発 行	武蔵野市教育委員会 武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号
編 集	武蔵野市教育委員会教育企画課 電話 (0422) 60-1894 (直通)